

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（3 号炉及び 4 号炉の蒸気発生器の取替え等））【6】」
2. 日 時 : 令和 5 年 9 月 4 日（月） 13 時 30 分～17 時 00 分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9 階 A 会議室（一部 TV 会議システムを利用）
4. 出席者（◎…TV 会議システムによる出席）

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官、坂本安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、西野室長補佐、高橋係長

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他 21 名（うち 4 名◎）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

- ・資料 2-0 高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び保修点検建屋設置に係る設置許可基準規則の関係性について
- ・資料 2-1 高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則への適合性について（外部からの衝撃による損傷の防止）
- ・資料 3 高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉 原子炉設置変更許可申請に係る審査スケジュール案について
- ・資料 5-4 高浜発電所 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び保修点検建屋設置に係る設置許可基準規則の適合性について【DB 共通条文他】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所のSJ-R等に係る設置変更許可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:12	衛藤。
0:00:14	今日は、
0:00:15	大枠で言うところのその他条文ですかね、
0:00:23	資料、
0:00:24	3の介護、
0:00:28	の資料で言うところの今日④のブロックのヒアリングになります。最初にちょっとスケジュール感の確認ですけどこれはあれですかね今までの審査実績をちょっと更新したぐらいで、今後の予定とかで特段更新してることはないって理解でよかったです。関西電力の渡部です。昨日、対応いただきました2回目の審査会合実績で入れさしてもらいました
0:00:48	今おっしゃっていただいた通り、今日は④のブロックの1回目、
0:00:52	のヒアリングというところで、他に変わったところはありませんでして、強いて言うならばですね、資料の提出木曜日っていうのもちょっと具体的な費用ちょっと決めさしていただきまして上のほうでちょっと明記させていただいたと。
0:01:05	いうふうな感じになってございます。その他変更等はありません。
0:01:09	はい。規制庁西内です。
0:01:11	わかりました1点だけ確認なんですけど前回の会合だから②ですかね、8月14日
0:01:20	8月24日の会合02のコメント回答は、今一応、10月10日以降って書いてる会合③の部分。
0:01:28	におかれてはいますけど、これはそこでやるっていうイメージなのか今現状検討中でまだ行使してないというステータスがどっちでしたっけ。関西電力の渡部ですけども一応、
0:01:40	目標としては会合4になるかなというふうには思ってるんですけども、一旦コメント回答資料をですね冷や7、
0:01:50	に向けてちょっと提出させていただき、いただこうと思ってまして、そこで介護3にかけるか4にかけるかというところをちょっと判断させていただければというふうに思っております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:00	はい規制庁西内ですわかりましただからあれですね会合③のところに今四角で、
0:02:07	#2 っていう形が入ってますけど、これはまだ次のヒアリングの状況踏まえてという形で考えてるってことですね。わかりました。
0:02:15	はい。そういう意味でいうと、火災関係を含めた、
0:02:21	④のブロック今日ヒアリングやるものについては今日ヒアリングまずは最初一通り確認をさせていただいて、
0:02:29	次は一応あれですかね檜山丸。
0:02:32	8、10月16かの週に、
0:02:35	10月16日にヒアリングをもう一度させていただいて事実確認をさせてもらった上で11月の会合、
0:02:42	というようなスケジュール感という認識でよかった関西電力の渡部ですけどもご認識の通りで結構です。以上です。はい。規制庁西内です了解しますと、
0:02:51	衛藤。
0:02:52	スケジュールは更新箇所以上という認識ですけど、関西電力から何か前、何か補足説明等あります。よろしいですか。関西電力のワタナベサトウ一つもう一つ補足なんですけども適合性の欄で、今回ブロック4のところの一つ、
0:03:07	白丸から黒丸に直してるところが9条のところでございますので、ここだけちょっと変えてるところをすいません補足させてください。それ以外は特に関係ありません。以上です。はい。規制庁ニシウチですわかりました具体的な内容はこれからの確認でさせていただければと思います。
0:03:22	規制庁側何かスケジュール感は何かありますでしょうか。
0:03:26	よろしいですかね。
0:03:27	はい。
0:03:28	衛藤早速ですけど内容のヒアリングを始めていきたいと思います。ちょっと出席者の関係がありますので、まずは内部火災、
0:03:43	内部火災八条の関係の適合性からまずは確認させてもらえればと思ってますので、まずは関西電力の方から説明をお願いします。はい。関西電力の田部でございます。資料は、事前にお送りさせていただいてますパワーポイント5-4、
0:03:58	を中心使わしていただきます。
0:04:01	進め方ですけども先ほど助言いただきました通り八条等を先に20ページから始まるんですけども、これをやらしていただいて、そのあと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:11	当社の都合で申し訳ありませんが今度 6 条の外部からの衝撃関係。
0:04:19	あ、すいません 8 条と 41 条もですね、火災関係は、SAの火災ですね。
0:04:23	をやらしていただいて、六条をやらしていただいた後にですねえと三条から中にざっと一気にご説明差し上げるというような段取りで
0:04:34	出して、
0:04:34	たいと思います。そうしましたら、説明者変わりました八条の説明をP20ページからよろしく願います。
0:04:42	関西電力の河野です。それでは資料 5-4、右肩 20 ページから説明させていただきますと 20 ページは条文記載していますので、21 ページをお願いします。
0:04:57	まず、第 1 小 8 条の第 1 項についてはですね、火災の発生防止感知消火影響軽減のそれぞれを考慮した、
0:05:07	対策を講じる設計とするしております。これらについては既許可の設計方針から変更はございません。
0:05:15	条文の適合に当たりましては、火災発生防止の観点からは蒸気発生器の蒸気発生器自体が不燃性の材料を使用することで、
0:05:27	条文への適合を確認することとしております。その他ですね感知消火、影響軽減については、今回の蒸気発生器の取りかえにおいては、変更はしはしませんので、
0:05:39	影響はないものと考えております。
0:05:41	それから、第 2 項につきましては、ここ蒸気発生器自体の消火装置に今回変更がないことから今回、本申請と関係しないものというふうに整理しております。
0:05:55	続きまして、22 ページ目をお願いします。
0:06:01	22 ページ目は蒸気発生器保管庫に関わる条文適合になります。
0:06:06	蒸気発生器保管庫についてですがこちらに移行については保守設計方針に変更はございません。
0:06:13	火災発生防止、感知消火影響軽減につきましてはちょっと次のページ以降でご説明したいと思っております。
0:06:21	第 2 項につきましては、蒸気発生器保管庫にも適用される条文になります。ただですね、原子炉を安全に停止させるための設備が設置することがないため、既許可の設計方針にて、
0:06:35	申請対象設備の適合性は確認できるものと、
0:06:39	きております。
0:06:40	では 23 ページ目をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:45	23 ページにですね、蒸気発生器保管庫の概略の設計を記載しております。まず火災区域ですけども、蒸気発生量完工放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有するものとしてですね、
0:07:00	建屋全体を火災区域に設定しております。
0:07:05	右側の図の赤枠の範囲になりますね。
0:07:09	具体的な河成発生防止等はですねちょっと 24 ページ目に細かく記載しておりますのでそちらをお願いします。
0:07:19	発生防止としてはですね、主要な構造材はコンクリート等の不燃性の材料で構築する、構成するとしております。発火性引火性物質を内包する設備は基本的には設置しないということで、
0:07:33	蒸気発生器以外の放射性廃棄物についてはドラム缶等の不燃性の容器に保管することで、発火性引火性を代表する設備を設置しない設計としております。
0:07:47	それから感知消火についてですけども、こちらも異なる 2 種類の感知器を組み合わせて、消防法施行規則通りに設置する設計としております。
0:07:58	蒸気発生器保管庫につきましては、天井高さが 8 メートルを超える部分が出てくるので熱感知器がつけられないところもあるので炎感知器、
0:08:07	も考慮して設計することとしております。それからですね、蒸気発生器保管高自体はですね、線量も低く抑えられる関係から、
0:08:18	放射線に対する影響はないものとして考えております。
0:08:22	次の行消火活動です。消火ですけども、
0:08:27	この区域ではですね、可燃物、
0:08:32	の抑制をすることで、煙の発生を抑えるように設計する予定です。そのためですね、消火活動が困難とならない場合、困難とならない場所として、
0:08:44	衛藤消火器消火栓を用いて、瀬、
0:08:49	消火を行う設計としております。
0:08:52	それから、影響軽減ですけども、3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等により、区域を外と分離する設計としております。
0:09:04	以上の設計により、条文に適合を確認しているとしております。
0:09:10	次に、25 ページ目、お願いします。
0:09:14	25 ページ目が、保修点検建屋になります。
0:09:18	こちらにつきましても、第 1 項と第 2 項とも先ほどの蒸気発生器保管庫と同様の内容になっております。
0:09:27	26 ページ目をお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:32	まず、火災区域ですけども、保修点検建屋のうち、放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を有する機器として、図の赤枠の廃液処理室を
0:09:45	火災区域として設定しております。
0:09:47	次のページにですねその拡大図がございます。
0:09:52	27 ページ目のですね、青丸青色の字で示してるものが放射性物質を
0:10:00	貯蔵するタンク等になりまして、防護対象機器として設定しております。
0:10:08	それからですね。
0:10:11	28 ページ目に、具体的な設計を記載しております。
0:10:18	発生防止につきましては先ほどと同様になります。
0:10:25	不燃性の
0:10:26	発火性引火性のところで、廃液以外の保管を予定しておりませんので、
0:10:32	発火性引火性物質を内包する設備は設置しないものとしております。
0:10:38	感知器につきましても先ほどと同じで、基本的には熱と煙で設計する予定としております。
0:10:46	こちらの償還活動に関しましてもケーブルの発生、可燃物の少なくすることで煙の発生を抑制して、消火活動が困難とならないように設定することで消火器消火栓を用いて設計するものとしております。
0:11:03	影響軽減につきましては、3 時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁等で分離する設計としております。
0:11:12	以上の設計により、保修点検建屋につきましても条文に適合をしているものと考えております。
0:11:19	とそれからですね、55 ページに 41 条、
0:11:27	がございます。こちらにつきましては基本的に 8 条と同様に、火災発生防止として蒸気発生器が不燃性材料を使用することで条文への適合を確認しているものとしております。
0:11:40	感知消火についても変更はないことから条文の適合には影響ないものと考えております。
0:11:47	説明につきましては以上になります。
0:11:53	はい。規制庁西内です。
0:11:56	まず 8 条関係で、確認って何かありますでしょうか。
0:12:05	規制庁阪本です。私から、
0:12:08	確認なんですけど、
0:12:18	今回対象としては、蒸気発生器と、あとは補巻こと、あとは終点
0:12:24	ヤノ、一部の、
0:12:25	田井木下が対象になると思ってるんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:28	一応、
0:12:31	火災防護基準、
0:12:37	火災防護審査基準の中で、
0:12:43	原子炉を高温停止とか、オペ室持っていくための、
0:12:50	を維持するための必要な構築物、系統機器とあと放射性物質の貯蔵または閉じ込めに機能に、
0:12:57	を有する構築物系統機器に一応当てはまるっていうのでは分類してもらえと。
0:13:02	よく説明資料の方にはそういうふうに書いてあったんですけど、だからどれがどういう系統に当てはまるかっていうことが、ちょっと読みづらくなってたと思うので、それを具体的に説明していただいで欲しいでしょう。
0:13:17	関西電力の川野です。
0:13:21	そうですね。
0:13:31	すみません、ページで言うとあれですね即説明資料が2-0の方の、すみません。
0:13:37	76 ページ。
0:13:58	関西電力のカードです。
0:14:00	76 ページの 2.1. 2 と 2.1. 3 が、どのように今回の機器に当てはまるのかという、
0:14:10	こういうことですね、わかりました。
0:14:12	えっとですね、
0:14:15	まず 2.1. 2 の安全機能を有する構築物、系統機器ということですけども、これにつきましては蒸気発生器蒸気発生器保管庫、
0:14:27	保修点検建屋のうち廃液処理室すべてがこれに該当するものと考えております。
0:14:34	それからですね、2.1. 3 の放射性物質を貯蔵または閉じ込めするものとしてはですね、蒸気発生器保管庫と、
0:14:44	保修点検建屋の廃液処理、
0:14:47	普通、
0:14:48	該当するものと考えており、
0:14:57	規制庁サカモトですこの 2.1. 3 のところに、
0:15:01	ババ、えっと、
0:15:04	この 2.1. 2 に加えて、
0:15:06	蒸気発生量観光と保守点検建屋のうち、排出が入るってそういうふうに呼べるっていうことで、読むと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:27	関西電力の河野です。
0:15:29	えっとですね、
0:15:32	安全、ちょっと分類の話になるかなと思うんですけども、
0:15:37	安全機能を有する設備には放射性物質を内包する機器設計等とかが含まれ、
0:15:44	ているということ。
0:15:47	それぞれに、
0:15:51	定義づけしてるという、なりますか。
0:15:54	ちょっと答えになってる場所か。
0:15:56	芦田主査私は規制庁タカマツ私質問がわかりづらくて申し訳ないんですけど。
0:16:02	と、安全機能を有する形と、あと地区系統機器として、今言った三つがはい。
0:16:09	設定してると、まず、で、
0:16:11	放射性物質の貯蔵閉じ込めは滝野臼杵としてまた二つ選定してるってそういう
0:16:17	そうですねそれぞれで
0:16:20	安全機能を有する系統とかで要求されることと、放射性物質貯蔵閉じ込めで要求されることそれぞれあるので、まずここで定義づけして分類しているということになります。
0:16:34	そうすると私の見方が、
0:16:36	間違ってたもん。
0:16:39	にもうすでに放射性物の閉じ込め前、
0:16:42	ちょうどまた閉じ込めを、
0:16:44	機能を有するこっち物が入ってるっていう入ってますはい。
0:17:00	なんか、
0:17:03	その原子炉を高温停止低温停止達成するための機器として、
0:17:07	蒸気発生器が、
0:17:09	貯蔵と下の方に、建屋の二つがあって、
0:17:13	それを設定した上でまとめて、
0:17:15	安全機能を有する機器みたいな話
0:19:14	規制庁サカモトですいません
0:19:16	私がちょっと言いたかったのは、
0:19:18	火災防護審査基準の、
0:19:20	2ポツの基本事項のところ、一応

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:23	以下の区分に沿って、以下に示す区域区分に沿って、基づいて、そのさつき言った三つの感知消火とか、そういうものを行うということ。
0:19:33	高温停止と冷温停止達成するための、
0:19:35	安全機能を有するものと、
0:19:37	書くと、あとは、放射性物資のちょうど閉じ込めの機能を持つものの企画ってあるので二つあったので、それについて言ってるのかなと思って。
0:19:44	で、質問させていただいたんですけど、それはまた違う意図で書かれてるってということ
0:19:58	を、
0:20:00	関西電力の河野です。
0:20:02	基本的に同じところを示しているものと認識しておりますけど、
0:21:04	関西電力の川野です。
0:21:07	ちょっと質問がちょっと食い違ってるところも私の回答も食い違ってて申し訳ないんですけども、まず 2.1. 2 は、今機器名を三つ書いてるのでわかりやすいのかなと思ってんですけど。
0:21:21	2.1. 3 の方にSG保管庫等保守点検建屋が今記載がないので、それを
0:21:28	加えようかなと今、考えてるんですけども。
0:21:34	そういうことで回答にはならん。
0:21:37	規制庁サカモト少々お待ちください。
0:22:45	規制庁阪本です。
0:22:49	長。
0:22:51	①と②が、すいません小さい声。
0:22:55	①と②です。すいません、2 ポツの基本事項のところの、
0:22:59	審査基準のところでは、
0:23:01	①の方で高温停止椎木って話と、
0:23:05	Wallinの方で、
0:23:07	ちょうど閉じ込めの機器、
0:23:09	で分かれてるので、そのわけなのかなと思って、
0:23:12	聞いていてだから、
0:23:14	それで分けてるわけじゃ、この資料はない。
0:23:21	関西電力の河野です。
0:23:24	衛藤。
0:23:39	すいませんちょっと質問変えていいですか。
0:23:42	じゃ、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:43	今回の対象の中で、原子炉施設を冷温停止根底に持っていくためそれまた維持するために必要な機器構築物、
0:23:51	系統に当てはまるものはどれ。
0:23:53	そう考えですか。
0:23:55	関西電力の河野です。それは蒸気発生器のミイになると思っております。はい。で、閉じ込め機能とかを有するものに関しては、オーエスジー保管庫等保守点検建屋、
0:24:07	ちょっとこの表現がどうもちょっとわかりにくいかなと思うので、ちょっとここ表現もう一度見直してみたいと思います。
0:24:18	ちょっと後段でこれで分類してるところもあるのでちょっとそこも見ながら適正化していきたいと思いますので、
0:24:30	規制庁西内です。中身じゃないんですけどもうちょっと、もう端的に言うんですよ。
0:24:34	我々これ結局火災防護審査基準に基づいてほとんど審査してるんですよ。で、関西電力としてもこれ火災防護審査基準項目網羅して説明いただいているじゃないですか。
0:24:44	て思って読んでいくと、一番最初の火災区域区画の設定のところあるじゃないですか。
0:24:50	で、そこで、
0:24:51	高温停止とか低温停止とかってそういう話。
0:24:55	要は、
0:24:57	この火災防護審査基準とこれ比較していくんですよ。
0:25:02	補足説明資料No76 ページの 2.1. 2 のところは安全機能を有する構築物システム機器ってなっていて、2.3 放射性物質のちょうどまたは閉じ込め機能を有する機器ってなってるじゃないですか。
0:25:13	ここだけ、火災防護審査基準と対比されてないっていうふうを読んで、そこで違和感を感じたんですよ。
0:25:20	退避してないっていう、それは退避してないっていう理解でいいですよ。あくまでそのあとに後段で、例えばですけど火災防護審査基準発生防止の中で安全機能を有する構築物は不燃材で構成するとかそういう要求があるので、
0:25:32	最初に明確にしておきたかったってそれだけなんですよね。
0:25:35	関西電力の河野です。すそその通りだと思っております。規制庁ニシウチですアノであればなんですけどその意思はわかるんですよ。わかるので、単純にこれは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:47	明確にしておいて欲しいんですけど、火災防護審査基準への適合性を説明したいんですけど。そういう構成にしてもらっていいですか。
0:25:56	それだけです。関西電力狩野です。審査基準に沿った内容で、記載し直したいと思います。規制庁西内です。単純にですね、これ審査基準に沿ってこうやっているんだっていうと、
0:26:09	安全停止高温停止っていうところの枠に、閉じ込め機能とかもがっちゃんこしてやってるんですけどっていうような説明に見えちゃうんですけどそうじゃないんですけどよねあくまで。
0:26:17	関西電力の河野です。その通りですね。はい。なんで多分この 2.1. 2 が火災防護審査基準の対比に沿って書くんだったら高温停止低温検診を有する機器ってまずあるじゃないですか。
0:26:29	っていうところだけ確認その意思だけ確認したかったというところなんですね。
0:26:42	規制庁サカモトって、
0:26:43	次の質問なんですけど。
0:26:47	今回、
0:26:49	建屋関係の方なんですけど、保修点検建屋の
0:26:53	排気質と、あとは
0:26:56	施錠保管庫については、一応火災区域として設定しているってことなので、
0:27:00	東条斎木によって囲まれているっていう全体が壊れてるってそういう認識でよろしいです確認させてください。
0:27:07	関西電力の狩野です。
0:27:10	そうですね火災区域は前島全体で大火平均によって囲まれております。
0:27:17	ちなみにですけど背景指数の何か上の方に開口部みたいのがあってそこも、
0:27:22	そういう同じ大学と同じような何かで、
0:27:26	対策をするってそういうイメージです。
0:27:27	関西電力の狩野です。もともとはですねゲートみたいな要はクレーンで物をつくれるような構造で計画してたんですけども、
0:27:39	今コンクリートプラグ、150mm以上のプラコンクリートの負たによって耐火性を持たせようというふうに考えております。
0:27:51	規制庁阪本です。
0:27:54	ちなみに、耐火液位の耐火能力とかマツダ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:57	コンクリートプラグとかの能力とかも、何かしらで確認してるってそういう、
0:28:01	関西電力の狩野です。
0:28:06	ント耐火性能については確認ができたものを使用する予定としております。
0:28:39	規制庁阪本です。ちなみその確認方法は既許可と同じ。
0:28:44	認識でよろしいですか。
0:28:46	それと新しい何かで確認
0:28:48	関西電力の河野です。
0:28:50	江藤清香と同じと考えております。はい。
0:28:58	ありがとうございます。笹まで資料に記載いただければと思い
0:29:03	関西電力の河野です。かしこまりました。
0:29:08	既設サカモトです。続いてなんですけど、
0:29:11	資料 2-0 のほうの 77 ページ。
0:29:15	から、とは、
0:29:17	河成または引火性物質を内包する設備、
0:29:21	発火ナカセ発生防止対策について幾つか書いてあると思うんですけど、
0:29:28	一応これも進行基準の中では、五つぐらい項目挙げられて、
0:29:42	漏えい防止、
0:29:44	そうします。
0:29:47	漏えい防止、拡大防止と、会長の控除、換気防爆、貯蔵っていうふう
0:29:54	に出ていて、
0:29:55	この資料だけ見ると、全部は書いてないように見えるんですけど、配置
0:30:01	初動とか
0:30:02	考慮してないかってことなの。
0:30:06	説明いただきます。
0:30:15	関西電力の狩野です。
0:30:18	ちょっと今、ガイドが手元にはないんですけど、ないのが、貯蔵ですね、配
0:30:27	置増の配置上の考慮っていう項目と、
0:30:30	貯蔵っていう項目が、一応、
0:30:30	それが書いていないのは、
0:30:33	なぜですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	関西電力の鹿野です。
0:30:46	ちょっと配置上の考慮について、
0:30:49	では、
0:31:01	ああ、そういうこと。
0:31:07	発火性物質を貯蔵品設計としてますので、
0:31:14	これ書いてもよかったと思ってます今現時点で配置上の考慮自体は、
0:31:24	ただ、その上段で否定してるところもあったんで、ちょっとこの辺、記載できるものは記載しておこうかなと考えておりますので、
0:31:34	配置上の考慮は
0:31:38	記載させてもらいたいと思います。それから、
0:31:41	彫像。
0:31:45	貯蔵についても同様にですね、追記したいと思っております。
0:31:50	規制庁阪本です。
0:31:52	承知しました。
0:31:54	続いてなんですけど、
0:31:56	消火設備について、パワポの保修点検建屋のところで、
0:32:02	消火に関しては、消火器とか消火栓でしょ。煙とかが発生しないで、
0:32:08	ていうので行うって話をしてたんですけどこれって消火時は、人が中に、
0:32:12	立ち入って消火するとそういうこと。
0:32:15	関西電力の河野です。消火器も消火栓も人が中に立ち入って消火する予定としております。
0:32:22	規制庁阪本です。
0:32:24	一応
0:32:25	この排気質、基本的に人が立ち入らない設計でやってるって話を
0:32:31	前回の会合のときとかに聞いたんですけど、なんかそういうときの被ばくの影響とかっていうのは、
0:32:37	福西館ですか。
0:32:39	関西電力のカードですちょっと数値的な評価というのはないんですけども、線量としてはその人が立ち入れないようなレベルではないということは聞いておりますので、
0:32:55	除染した廃液がほぼ一時的に保管されるレベルなので、
0:33:02	1mSvとかそういうレベルのものではない。
0:33:05	ので、消火活動には支障はないのかなというふうに、
0:33:08	ちょっと考えております。
0:33:11	規制庁阪本です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:12	一応は何か操作とかをナカハラず遠隔でやるって聞いてたので、
0:33:16	償還時だけ人が入るのかなとちょっと思っていて、
0:33:20	それは問題ないってそういうこと。
0:33:22	関西電力の河野です。そうですね消火活動については問題ないというふうに考えております。
0:33:36	規制庁阪本ですありがとうございます私からは以上です。
0:33:40	もう、
0:33:41	規制庁西内です。ちょっと何点か追加でんですけど、
0:33:46	パワポの 27 ページ名、
0:33:54	ちょっとそもそもの廃液処理室の構造の話なんですけどね、アメリカのこれだけ具体的なものが出てきたんで実は今回の泊初めてで、
0:34:04	ちょっと構造から把握したいんですけど、
0:34:06	こって、その左の平面図、
0:34:11	これちょっとレベル感がよくわかってなくて、
0:34:13	これは廃液処理室の隣の作業エリアから、何か階段で 1 レベル下がってる場所にあるってそういうことなんでしたっけ。
0:34:28	次、事業本部何か答えますか構造上の話。
0:34:33	保全計画の西です。すいません、ちょっと聞き取りづらかったのもう一度お願いしたいけども、27 ページのところの部分と、
0:34:41	規制庁西内です。パワポの 27 ページ目の、平面図の、何かこの左下のところに多分階段みたいなものが見えるんですけど、
0:34:52	はい。これってとなり廃液処理室のこの左側の隣で作業エリアだと思うんですけど、作業エリアからその一つ階段で何か下がった位置にあるんですかね廃液処理室いえ、違います。これはですね 1 回目から降りてくる時の階段を実施してます。
0:35:11	規制庁西内です。
0:35:15	そういう意味でいうと、ちょっともう少し具体的な構造をちょっとまず確認したいんですけどね。
0:35:21	1 階から降りるときって作業エリアにも下りる側の階段はあるけど廃液処理室側にも降りる側の階段があってってそういうことでしたっけ。
0:35:29	作業エリアにごめんなさいピット側で下作業エリアの方には書いたん。
0:35:38	今のところごめんなさい検討してる段階ではあるんですけども、痛ける予定だからと。
0:35:48	思いますすいません。
0:35:50	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:51	藤彩なんかですねちょっと単純に構造を知りたくて、これまずあれですよね
0:35:56	廃液処理室と作業エリアの間は、防火扉を設置っていうふうに 27 ページ目の平面図で上の方に書いてるここだけが繋がってるってそういう理解でいいんですけど。
0:36:08	通す作業エリア等廃棄処理室、地下階の作業エリアと配布処理室についてはそこで繋がってるという認識で間違いありません。規制庁西内です。すみません質問はそこだけで繋がってるって理解でいいですよね。
0:36:22	地下化についてはそうです。あとはこの 27 ページの左上、肥田梨衣の図に書いてあるように海田に行く時にも当然、防火扉を経由して、地上階、
0:36:33	2 位上がることはありますけれども、地下階の繋がる、作業エリアと IP 処理室っていう意味でいうとおっしゃった通りの認識で間違いありません。
0:36:45	はい。規制庁西内ですそういう意味でですね多分今後前回の審査会合で話した
0:36:52	29 条を何とか
0:37:08	規制庁ニシウチです。前回の審査会合でお話した 30 条の関係にも関係するんですけど、
0:37:13	単純に今の話を聞くとですよ。
0:37:16	左側のその作業地下階の左側の作業エリアの方に階段がないっていうと、その作業エリアにアクセスするためには絶対この廃液処理サトウなきやいけないような構造になるわけですよ。
0:37:26	儘田なんか多分ありえないかなって気はするんですけど、そうするとここ通路ですよ。要は、
0:37:31	そうすると遮へい設計区分上も通路っていう設定をしなきゃいけないはずじゃないですか。
0:37:35	何かいろいろとちょっとよくわからないのでちょっとまず構造は、ちょっとすみません今現状 27 条 30 条関係コメント回答を作成いただいているところだと思んですけど、ちょっとしっかり
0:37:46	具体的な役割がわかるような小構造も含めてちょっと説明をしっかりといただければと思ってますと。
0:37:52	というところがまずよろしいでしょうか。
0:37:54	はい。確認して確認して回答させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:59	はい。規制庁西内です今回火災の話なのでそういう意味でいうと、この火災区域の境界を明確にしたいんですけど、
0:38:07	そういう意味ではこの防火扉の二つ部分だけが他場所との境界になっていて、それ以外の部分はコンクリート激化もしくはコンクリートプラグ、
0:38:16	で、隔離されている場所であるっていう理解でいいんですかね。
0:38:22	関西電力の狩野です。その理解の通りです。
0:38:26	わかりました。
0:38:27	あと、
0:38:29	ちょっともう少しなんですけど、26 ページ目に戻ってですよ。
0:38:33	今回保修点検建屋の方って廃液処理室だけを火災区域にしてると思うんですけど、
0:38:40	それ以外の場所には一切、いわゆる放射性物質の貯蔵閉じ込めに関する機能は全くないっていう理解でいいんですかね。
0:38:49	関西電力の川野です。その他のエリアにつきましては、貯蔵閉じ込め、放射性物質を貯蔵閉じ込めすることはないというふうに考えております。
0:39:00	はい。規制庁西内です。これも結局 30 条の関係でまた確認させていただくと思うんですけど、一番上の大型資機材保管エリアってこれどういう使い方するんですしたっけ。
0:39:12	これは。
0:39:13	どういう意味で保管エリアって書いてるんですしたっけ。
0:39:17	関西電力の渡部ですけどもちょっと事業本部間違った補足して欲しいんですけども、これこのエリアで、RCPのモーター点検だったりそういうところスルーマボルトの程度とかするんですけども、そういう時に使用する、
0:39:29	機材を置く予定と考えております。以上です。
0:39:35	規制庁西内ですだからあくまで一時的な補を置き場所っていうだけで理解でいいんですした。
0:39:41	一時的な作業用の交付になります。わかりました。
0:39:46	あとは、あれ結局なんですけど、
0:39:50	じゃあその地下階の話に戻って、27 ページ目なんですけど、
0:39:58	サンプタンクと 3、
0:40:01	主ポンプとモニタータンク。
0:40:07	ともに行ったポンプがあって、
0:40:13	結局一番最後ってこれ地上階にこの廃液持ってくんですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:18	地上階の外オク屋外だと思うんですけど屋外のところで輸送容器に詰め替えて持ってくじゃないですか。
0:40:26	そういった
0:40:32	そこ機器としてでもここだけ。
0:40:36	一旦大丈夫ですすいません。ありがとうございますちょっと待ってくださいね。
0:40:41	関西電力の西です。すいません先ほどお答えがなかった1点だけ確認が取れましたので、回答させていただきたいと思います。地下階の作業エリアについては、一条甲斐に繋がる階段を設置します。
0:40:55	はい。規制庁西内ですありがとうございます今後多分30条関係の時にまた具体的な構造を含めて確認させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。
0:41:04	はい。失礼いたします。
0:41:08	はい。
0:41:09	終わります。
0:41:10	と。
0:41:12	それであとちょっと細かいところを確認なんですけど、21条ごめん21ページ目22ページ名、パワーポイントの方です。
0:41:25	八条の方、SGの
0:41:29	SGRの方の21ページ目の2行がバツになってて、22ページ目の方が城間になってるっていう違いは何でしたっけ。
0:41:44	関西電力の鹿野です。22ページ目の方はですね今回、建物自体が新しく追加するということなんで、
0:41:55	条文自体はこれを適用して考えなければいけないと。
0:42:02	ということで、結果としては不要という結論にはなるんですけど、
0:42:09	21ページの蒸気発生器自体は、
0:42:16	消火設備、
0:42:18	自体今回工事でさわるとかもないので、
0:42:23	関係しないということでバツという整理にしているものです。
0:42:36	規制庁西内です。一旦わかりました。ちょっとまた全体踏まえて具体的な話はちょっと確認をできればと思います。
0:42:45	わかりました。あと私から最後1点ですけど、一番最初冒頭で言った区域区画の安全機能を有するの話だとか、またさっきサカモトから発火性引火性の話とか含めてなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	結局補足説明資料側の火災防護審査基準に沿った説明をしようとしてるのかどうなのかっていうところがちょっといまいち読み取りづらいところがあるので、
0:43:04	火災防護審査基準の多分項目を一通り書いてもらって、それに対して考慮してないんだったらしてないという旨を明確にさせていただく、ステファンであればしてる内容を書いていただくってことさえちょっとまず充実いただきたいなと思うんですけど。
0:43:16	そこはお願いしてもいいですか。関西電力の狩野です。承知しました。
0:43:21	はい。ちょっと全般的にまたちょっと全体見ていただいて事実がいただければと思います。私からは現状以上で、八条関係何か追加でありますか。
0:43:40	木瀬規制庁火災対策室の斎藤です。ずー火災区域の設定
0:43:47	ところについて幾つか確認をさせてください。先ほど西内から確認させていただいたパワーポイントの方の、
0:43:56	27 ページなんですけどう。
0:44:04	まず一つ目の話として、左側には防火扉の絵が書いてあるんですけど、右側には防火扉の
0:44:12	高さが書いてないんですけど、防火扉どこについてるのかまず教えていただいてもいいですか。
0:44:23	高さがどこにあるのかということです。
0:44:33	関西電力のカードです。
0:44:37	等ちょっと、この図面があまりよろしくなく、断面を1一部の断面、
0:44:45	記載しているんで、ちょっと高さが見えないようななってる、ますので、ちょっとこの辺適正化して記載できたらしたいと思っております、
0:44:56	火災対策室のサイトウですねそしたら次の次回までのときに、適正化してくださいまずそれがまず第1点です。ついでに、
0:45:04	右がわーの図面で下に
0:45:08	サンプタンクプーがなんかコンクリートの中に、
0:45:13	何か作業面よりも地下に埋められてるように見えるんですけど、
0:45:17	その下の部分に、火災区域の赤いラインが入ってるんですね。
0:45:23	その青い線の下のところの赤いラインで、ここって、火災区域として3時間耐火ってどうやって確保してるのかっていうのを説明して欲しいんですけども。
0:45:35	それも今できないのであれば、また次回までに、
0:45:40	説明をお願いしたいんですけどもよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	関西電力の狩野です。ちょっと図面の適正かも踏まえ含めてちょっととせ。
0:45:48	修正したいと思っております。次回説明させていただきます。
0:45:54	火災対策室の齋藤です。併せてですね火災区域機能適正に区域が、
0:46:01	区切られてるかをちょっと確認するために、防火扉の3時間耐火の部分についてもどのような方針で3時間耐火を作るのかについて、
0:46:11	またちょっと資料を、
0:46:14	補足しておいていただきたいんですけどもよろしいですか。
0:46:19	関西電力の鹿野です。
0:46:21	あと防火扉の設計方針についての説明、承知しました。
0:46:29	はい。火災対策室の齋藤です。まず、火災区画、火災区域、あって、もう一つはセト火災区域を今回設定してますけれども、
0:46:42	火災区画を設定する、ナカ内部区切って火災区域を設定するような説明になってないんですけども、今回はこの部分については一つ一つが、火災区域と
0:46:53	というような考え方で理解してよろしいですか。
0:46:58	関西電力の菅です。今回のSG保管庫等保守点検建屋いずれにしましても、感知消火の区画で細かく、
0:47:09	区分する必要性がなかったなので、区域として設定しております。
0:47:14	はい。火災対策室の齋藤です。その部分についてまず理解いたしました。一つ前の26ページも行っていただいて、
0:47:21	廃液処理しⅡなんですけど、ここ2、ここだけ赤で区切られて火災区域になって多分放射性の閉じ込め機能を、
0:47:32	維持するためだと思うんですけども、ここに、
0:47:35	持ってくるまで、
0:47:37	もう、
0:47:38	ルーにとって、大丈夫なんですかね、要は閉じ込めというのは環境中2発散させないために、閉じ込め機能を設定してその部分やるんですけどもや他の周りの部分が、
0:47:50	作業エリアとかと、この廃液処理ってのは全く関係ないっていうそういうことでよ、理解しとけばよかったんでしょうか。すいません。それは事実確認だけです。関西電力の川野です。作業で一時的に
0:48:03	ここのタンクのエリアまで運ぶというのはあると思いますけども、そこは作業の管理の中でやるもので、貯蔵閉じ込めとは異なるものというふう考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:33	えっと火災対策室の齋藤です。今の説明ですと、要は火災防護審査基準の中で、安全機能お湯スルー物の話の中に安全機能というのは、
0:48:46	原子炉の停止と冷却と環境への放射性物質の放出抑制を確保するための機能というふうに書いてあるわけですね。で、
0:48:54	今回の何だっけ作業エリアのところ、ここってそういう機能とかはないってことでいいんですかねというところも確認したかったですけど。
0:49:06	すいませんがそこもまた、必要に応じて整理していただければと思う。
0:49:15	関西電力の狩野です。承知しました。
0:49:24	火災対策室のサイトウですその上で、
0:49:28	次に、参考資料の5で通しページで右下の74ページかな。
0:49:37	って書いてあるものこれ何なのかな。
0:49:45	2-0の会の6-74ページかな。
0:49:58	設置許可基準規則八条の適合性について参考資料5って書いてある。
0:50:20	大丈夫ですかね。
0:50:21	その
0:50:24	70、
0:50:27	7ページ。
0:50:28	のところで、
0:50:31	ちょっと確認したいんですけど。
0:50:34	発火性または引火性物質を内包する設備というところで幾つか定義をいただいているんですけど。
0:50:43	この点、今回のこのせえともものの中に、具体的にこういう
0:50:50	発火性であるとか、引火性物質または可燃性蒸気が発生するものって、何が該当するのかについて、
0:50:59	教えていただいてもいいですか。また資料が必要であればまた資料適正化していただければと思いますけども。
0:51:06	関西電力の河野です。発火性物質、引火性物質というのは、今回の火災区域の中には、ない。
0:51:17	ものとして設計しております。
0:51:22	火災対策室の齋藤です。いやそうするとですね、78ページのところ
0:51:28	潤滑油の話とか、燃料を内包する話が入ってて、
0:51:33	いや要は多分潤滑油とか燃料は多分あるんじゃないの、何かの理由であるんじゃないのかなと思って読んでたんですけども、ないんですかね。
0:51:42	関西電力の河野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:44	潤滑っていう油、グリスはあるかなと。
0:51:53	向けの
0:51:56	潤滑油系については
0:52:00	ないものとして設計しております。
0:52:04	火災対策室の齋藤です。
0:52:06	要はですね 78 ページのこの部分をどこまできちっと読み込まなきゃいかんのかと。
0:52:12	いうところをですねいや、見るために、ここに何が、そういう引火性物質は引火性物質であつたり発火性物質であつたりというものが何が考えられるんですかねと。だから、こういう書き方を
0:52:25	してるんですってそういう話に多分なると思ってた、特にその(3)番の防爆脳ところの、
0:52:33	書き方からすると、
0:52:35	要は潤滑油の引火点って何ですか。何度ですかねとかいう話を。
0:52:39	何。そういうのをとりあえず確認する必要があるかなと思ってるんですけど具体的に何があるのかがわからないと。とりあえず、
0:52:47	事実確認資料にも事実確認できないので、すいませんがここにあるものは何、何なんですかということだけはすいませんがちょっと整理していただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:53:01	関西電力の川野です。ちょっと承知しました。
0:53:06	次に、80 ページを開いていただきたいんですけど、
0:53:13	80 ページの 2.2. 2.3 のですね、難燃ケーブル、
0:53:20	の話なんですけれども、いやこれも難燃ケーブル使うようなものがあるのかどうかも含めてなんですけれども、あるのであれば、難燃ケーブル使うような設備があるのであれば、
0:53:30	ここの、
0:53:32	具体的な実証実験により自己消火性延焼性を確認した難燃ケーブルってのはどう。
0:53:39	自己消火性とか延焼性を確認したものってどういう考えに基づいてるものかっていうのをもうちょっと具体的に教えて欲しいんですけども、例えばその下の 2.2. 2.4 のところだと、
0:53:51	チャコールフィルターの話についてはJISの話であつたり、あと業界基準のJCのそういう基準、規格に基づいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:02	行っって書いてあるんですけど難燃ケーブルもこれと同じぐらいの精度で教えていただきたいんですけどもよろしいですかね。関西電力の河野です。
0:54:12	承知しました。関田いたします。
0:54:17	あとすみません、多分誤字だと思うんですけどその下の 2.2. 2.5 のオノ問題に対する不燃性材料の使用のところなんですけども、一番最後のところで、
0:54:28	平成 12 年の建設省告示 1405 棟または建築基準法で不燃材料として定められたものを使用する設計とするって書いてあるんですけども、この後段の、
0:54:41	建築基準法で不燃材料として定められたものってのは要は不
0:54:45	不燃材料として大臣認定を受けたものってそういう理解でよろしいんですかね。
0:54:57	関西電力の河野です。確認して回答したいと思います。はい。ここは多分表現の問題だけだと思いますんでちょっと確認をお願いしたいと思います。
0:55:08	その次の 2.2. 3 の落雷の話で具体的には 81 ページなんですけど、
0:55:16	2.2. 3.1 の落雷による火災の発生防止のところ、
0:55:22	JISのA-4に0一井を引っ張ってもそれはそれでいいんですけども、渡慶次建築基準法上の年を超え、使用者定めてる告示の中では、
0:55:34	19 ニイタニ 003 かどっちかだと思ってるんですけど、どっちなのかを整理しといていただいてよろしいですか。
0:55:41	関西電力の管理で承知しました。
0:55:45	火災対策室の齋藤です。併せてですね
0:55:50	ここって多分さっきの
0:55:53	何だっけ、一番さ、この最初のところで引火性物質とか発火性物質の話を確認させていただいたんですけども、
0:56:01	危険危険物の一般取扱所に相当するようなことはまずないですよっていう確認をとりあえずしときたいんですけどもそれもよろしいですか。関西電力の河野です。
0:56:11	それはありえないと思っております。
0:56:16	火災対策室をされています。いやな、何でそれを確認するかっていうと、消防法の中の危険物の政令の中で、指定数量 10 倍以上になれば、高さにかかわらず避雷設備設置しなければいけないことになってるので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:30	それを必要ないのであれば必要ないという形で、要は建築基準法だけで済むんですという形に、
0:56:36	きちっと宣言していただきたいんですけどよろしいでしょうか。
0:56:41	関西電力の河野です。承知しました。その辺もここにき追記したいと思 います。
0:56:50	火災対策室の齋藤です。そのあと、2.3、83 ページの、
0:56:56	2.3. 2 の消火設備のところなんですけどね。
0:57:01	実際にはどこに書いてあるかという、
0:57:07	もうちょっと進んで 85 ページ 2.3. 。
0:57:11	2.8 の消火栓の配置の話が書いてあって 85 ページの一番上のところに ですね。
0:57:18	ここに屋内消火栓と屋外消火栓を設置する場合の、
0:57:26	考え方をと書いてあるんですけども、実際にさっきのパワーポイント の方見てみると屋外消火栓を、
0:57:34	つけルーだけになってたようなところもあった気がするんですけどもね。
0:57:41	屋内線と屋外線を、この防火扉結局防火扉ったらしか侵入できないは ずなんで、
0:57:47	そこを踏まえた上で、どういうふうに、脳症カー線を配置して消火ができ るように、設計するのかという考え方について、
0:58:01	別途示していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:58:07	関西電力の鹿野です。承知しました。
0:58:48	火災対策室の高橋です。資料 2.0、83 ページの、
0:58:55	2 ポツ 3 ポツ 2 ポツ 1 で、
0:59:00	消火設備の
0:59:02	設計の考慮することということで、火災発生時の煙の充満及び
0:59:08	放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域であるかを考慮す るとなっていますが、その 5 の話です。可燃物を少なくすることで 云々で、
0:59:18	煙の発生については考慮されてるんですけども、放射線の影響につい ての考慮の記載はないんですがこれは記載しなくても良いということ でよろしいでしょうか。
0:59:32	関西電力のカードです。
0:59:35	ちょっと記載、追記でき追記を
0:59:40	追記し、したいと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:55	はい。葛西さんのタカハシです。煙の発生を抑える設計というのは、可燃物を少なくする。
1:00:04	ことだけ、
1:00:06	成り立つものでしょうか。
1:00:23	関西電力の河野です。
1:00:26	消火活動が困難となる使用司会とか、進入ができないということで、
1:00:37	可燃物、
1:00:39	を抑えることが一番の対策かなと考えておりますのでこのように記載しております。
1:00:53	火災対策室のサイトウですすいません今アノタカハシから確認させていただいた趣旨はですね、要は可燃物が、
1:01:00	少ないから、
1:01:02	煙が出てこないという話では多分ないと思っていて、金物が少なかったとしても、例えばですよ。
1:01:09	何でケーブルみたいなものがあつたら、
1:01:11	煙出てきますよねというような話も含めて、それ、それでは可燃物が少ないことが絶対条件だと考えているのかどうかということについて、それについては具体的に
1:01:24	この図面等を、
1:01:25	後々、資料充実していただいた後の情報等を見ながらですねちょっと確認をさせていただきたいと思います。はい。
1:01:36	関西電力の河津です承知しました。
1:01:41	はい。葛西ソウノタカハシ列へと最後ちょっと誤字の指摘とさせていただきますパワーポイント 24 ページですね。
1:01:55	感知消火の欄で、具体的設計内容のところで、設置方法については消防法、これ施行規則ってなってるんですが施行じゃなく、
1:02:08	法律を施行するじゃなく、何か工事を施行するの法の施行になってますのでこちらの記載の方の適正化のほうよろしく願います。以上です。
1:02:19	関西電力加納です承知しました。
1:02:27	原子力規制庁の仲です。今、ちょっと個別の話もありましたけども私の方から、SGの
1:02:35	開発上の管理代行の関係で確認させていただきます。
1:02:39	あと今、あつた話からも、ちょっと前提の話に戻るような形になってしまうんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:46	パワーポイントの 21 ページのところですね。
1:02:51	この部分で先ほど口頭のご説明の中では、衛藤。
1:02:56	発生防止については、不燃性材料を使用する設計でありって話が下ありまして、それ以外の影響軽減と感知消火のところについては、変わりがないので、
1:03:07	適用してると思ってますっていうご説明だったと思います。で、この部分なんですけれども、9、火災の感知消火と影響軽減のところっていうのは、
1:03:17	今回SGRに伴って例えばSGの寸法だったりとか材料があってもと思うんですけれども、それに対して、
1:03:29	そんなにがどう変わってないのかっていうところを具体的にお聞きしたいなと思っています。
1:03:34	例えば、火災の感知のところであったりとすれば、SGの周りに確か、感知器、煙の感知器とかそういったものが設置されてると思うんですけれども、
1:03:45	今回のそのSGが高さが高くなったりとか確か下部の方の径が大きくなったりとかすると思うんですけど、そういったものが、感知器の設置に影響しないのかであったりとか、
1:03:58	今回のSGRの変更点を踏まえても、感知消火、影響軽減のところに対応している対策っていうものに、ここは影響してないんですよっていう説明までいただかないとちょっと説明が足りてないかなというふうに考えています。
1:04:13	ここの部分をまず説明充実化いただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。
1:04:18	関西電力の河野です。SGRSGの取りかえにを踏まえて、消火そ設備であったり感知器が、移設とか必要ないかとかそういうことも、ちょっと資料の方に、
1:04:31	記載していきたいと思います。以上です。
1:04:35	はい。よろしくお願ひします。ちょっとついでなのでこの場でお話聞けるところがあればお聞きしたいと思うんですけれども、今回の感知消火だったり影響軽減のところ、特段何かこう、
1:04:47	SGRに伴って変更するようなところはないっていう考えですかね。
1:04:53	関西電力の狩野です。変更はないものと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:01	わかりました。そうしましたら先ほどお伝えさせていただいた通りで今回のSGRに伴って変更するところが何で、それに伴って、もともと感知消火影響軽減のところに対応している対策はこれで、
1:05:14	それに対して変更するところはどのような理由、どのような考え方で影響しませんというような説明をちょっと次回いただければと思います。
1:05:24	関西電力の狩野です承知しました。
1:05:34	規制庁に周知です。
1:05:38	ちょっと追加で、
1:05:40	すいません、2、3点ほど。
1:05:43	補足説明資料NO84 ページのところ、
1:05:49	藤。
1:05:51	ちょっとすみません若干気を食うが、
1:05:56	保修点検建屋の結局通常時の電源でどっから引っ張ってくるっていう話でしたっけ。
1:06:04	ちょっと葛西から離れるんですけどすみません。
1:06:07	すいませんもう一度お願いします。
1:06:09	保修点検建屋の通常時の電源でどっから引っ張ってきてるんですけどっけ。
1:06:14	通常時の電源はですねゴコウアカシ、関西電力の西ですすみません、通常時の電源は、非安全系から引っ張ってくる予定です。
1:06:26	規制庁西内です。
1:06:29	消火設備の非常用電源のところの話に関係するんですけど、結局、これだから
1:06:40	原子炉建屋補助建屋の方から、一本、
1:06:43	電線が何かで線形引っ張ってきて、
1:06:47	供給するルートとしてはその1本になるんですよ。その供給元側の非安全、野瀬のんか、非常用電源の土岐岩瀬理事とかで供給するかっていう、その違いだけっていう理解でいいんですけどっけ。
1:07:07	ごめんなさい、もう一度お願いできますか。電源として、結局、
1:07:12	包含建屋の方から引っ張ってくるのは、ルートとしては1本になるって理解でいいんですけどっけ通常時に使ってる電源と。
1:07:20	はい。一般になります。はい。わかりました。だからあくまであれですよね非常用電源と常用電源の切り換えを本館建屋側でやってるってそういうことですよ。
1:07:30	以上。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:32	関西電力のタナベソウノ理解で結構と思いますはい。わかりました。ありがとうございます。で、あと同じページの 2.3. 2.4 の、
1:07:41	消火用水。
1:07:43	もうこれはいわゆる本館建屋側のこの体制に淡水タンクとかを使うっていう理解でよかったんですね。
1:07:51	ここについても
1:07:54	施設の火災ごめんなさい、消火水ラインから引っ張ってきますんで既設と一緒に整理になります。
1:08:02	規制庁西内ですわかりました。
1:08:05	ちょっとあれですね全体的になんですけど、
1:08:09	既設のものなのかどうなのかっていうところはちょっと明確にわかるようにしておいていただければなと思います。よろしいでしょうか。
1:08:18	関西電力のカードで承知しました。
1:08:21	あとはちょっとこの補足全般なんですけど、何かSGの話等、
1:08:26	補修点検や補修点検建屋蒸気発生器保管庫の話等、多分全部、
1:08:33	まとめて書かれてると思うんですけど、
1:08:38	うん。
1:08:42	あれ、SGはこれだけ結局は、
1:08:44	正防止しか触れてないっていう理解でいいんですね。
1:08:49	いや違うか、感知消火も一応触れてはいるのか。
1:09:01	これ変更したいと。
1:09:08	すいません若干ちょっと僕はちゃんと読めてなかったんで今の話はちょっとご本人いただいて大丈夫。
1:09:14	最後に 86 ページの一番最後のところの、
1:09:22	一番最後のその他の換気空調設備のところなんですけど、
1:09:27	どう、
1:09:29	そういう意味で発生防止のところからも関係するんですけどあれ結局、廃液処理室にも換気空調設備をあるって理解でいいんですけど。
1:09:38	関西電力の鹿野です。廃液処理室には換気空調設備を設置する予定にしております。
1:09:46	うん。
1:09:47	既設ニシウチですわかります。
1:09:51	と、
1:09:56	うん。
1:09:59	ちょっとあれですかね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:02	さっき防火扉の話とかもあったと思うんですけど、こちら辺で出てくる話が、
1:10:10	同じようなレベル感の図面としてちょっと一行。
1:10:13	具体化いただきたいんですけど。
1:10:15	要はさっき難燃ケーブルの話もあったと思うんですけど具体的にどういうものを使っているのとかも含めて、ちょっと今あまり
1:10:23	多分そちらが想定されてる設計のイメージがあまり伝わってなくてですね。
1:10:27	少しちょっと、
1:10:28	文章で具体化するのか、図面上とか中津下物で具体化するのかやり方をカセしますけど、具体的に何を考えているのか、さっきの難燃ケーブルはどういうものを使いますとかっていうところも含めてちょっと、
1:10:42	どういう
1:10:44	どういう火災区域になることを想定してこういう説明をしてるのかっていうところを少し充実わかるように記載いただいてもいいですか。
1:10:51	関西電力の川野です。承知しました。
1:10:59	あとはあれですね、これはちょっと全般的な話ですけど、
1:11:04	サカモトから最初火災区域区画のその確認方法だとか、あとは難燃の実証試験の話アノサイトウ室長の方からありましたけど、既許可の方針やり方と、
1:11:14	同じなのであればその旨はちょっと明記しておいていただけると幸いです。
1:11:19	関西電力カミデ承知しました。
1:11:21	はい。よろしくお願いします。
1:11:23	ほかに火災関係は地上関係で何かでありますでしょうか。
1:11:32	規制庁中ですけど、
1:11:35	ちょっと今までのコメントと少し重なるところもあるんですけどもパワポの資料でいう等、
1:11:41	24 ページにですね表があって、
1:11:48	これ蒸気発生器保管庫ですけど、
1:11:51	その一番右にその設工認で詳細説明する内容というのがあって設工認で説明予定っていうふうになってるんですけど。
1:12:01	規制上ですね許可は一応その基本設計方針の確認
1:12:08	公認でですねその詳細設計の確認、そういうところの前提はあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:15	許可段階です、ある程度その実現可能性というか後続も見据えて、ある程度、
1:12:24	概念設計であるんですけど、
1:12:29	ある程度決まってるようなものはですね先ほどの使用まではちょっとどうかっていう感じはするんですけど、
1:12:36	具体的な機器の配置とかですねあとは先ほど、
1:12:40	消火活動みたいな話で、その消火活動困難かどうかとか、そういう話もあったんですけど、
1:12:48	そういうその機器の配置なりその対応ですよ、消火の対応とか、
1:12:54	そういうものがある程度その基本設計方針段階でも示せるものがあるればですね図面なり、
1:13:02	その概念概念の
1:13:04	イメージがわかるような説明というところはですね全般的に示していただいた方が、
1:13:11	詳細設計段階で、いざ中身を見たらですねこんなの。
1:13:18	基準に適合してるのかどうかみたいな話にならないように、ある程度要求事項自体もその許可ところにも同じだというふうに、ある程度
1:13:27	そんなに確認の程度はあれですね基本的な概念は同じなので、ある程度もう少しですねこの、
1:13:36	パワポでいうさ、右側にある詳細説明、詳細システムは公認だけれど、その前段階の
1:13:44	概念的な説明というところについてはですねちょっと補足説明資料でまず充実していただいた方がいいかなと。
1:13:50	いうふうに思ってますがいかがでしょうか。
1:13:55	関西電力の鹿野です。
1:14:00	できるところは、そのようにしていきたいと考えております。
1:14:04	はい。社長の中です。本当に設計は全然固まってないっていうのはそれはそれはあるのかもしれないですけど多分そんなことはないのじゃないかなと。
1:14:11	思っていて、ある程度の配置なり
1:14:15	対応も頭に岩木ながらですね業績方針、作成されていると思いますので、そういうところをもう少し具体的なですね内容をですね補足説明資料の方に充実していただければと思います。
1:14:29	以上です。
1:14:34	はい。他に規制庁側から八条関係何かありますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:38	よろしいですか。
1:14:40	はい。
1:14:41	8 条関係は以上に市況は以上にして、
1:14:45	続けて他の条文に移っていきたいと思います規制庁が出席者変わりませんご認識おきください。
1:14:53	はい、じゃあと考えるのは続けて説明お願いします。はい。関西電力のワタナベそうしましたら引き続きちょっと六条の方をやらさせていただきますのでまたちょっとページ飛びますけども、説明者側でご説明差し上げます。しばらくお待ちください。
1:16:03	はい。
1:16:04	はい。関西電力白水です。
1:16:06	続きまして、設置許可基準規則の適合性のうち、第 6 条について説明させていただきます。
1:16:14	まずパワポ資料右肩 11 ページですけれども、
1:16:18	こちらは条文を記載しておりますので、飛ばしていただいて、右方 12 ページをご覧ください。
1:16:28	こちら六条の既許可の、設計方針、SG取りかえに係る適合性の説明及び関係性を一覧表にしております。
1:16:37	1 項から 3 項につきまして、かいつまんで説明いたしますと、
1:16:41	既許可の設計方針は、1 項は、安全施設は自然現象に対して安全機能を備えと、損なうことのない設計とすること、2 項は、重要安全施設は、自然現象を適切に組み合わせた設計とすること。
1:16:56	3 項は、安全施設は、人為的事象に対して安全機能を損なうことのない設計とすることとしております。
1:17:04	適合性については、1 項から 3 項は、今回取替えるSGにも適用されませんが、既設SGと同様に、既存の原子炉格納容器内に設置すること等から、
1:17:15	既許可の設計方針にて、申請対象設備の基準適合性が確認できるため、白丸と整理しております。
1:17:24	4 から 7 項については、兼用キャスクへの要求であることから、バツと整理しております。
1:17:30	続きまして、右肩 13 ページをご覧ください。
1:17:35	六条の気深野設計方針、SG保管庫及び保修点検建屋に係る適合性の説明及び関係性を一覧表にしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:45	既許可の設計方針は、一つ前のページと同じですので割愛させていただきます。
1:17:51	1 項の適合性につきましては、衛藤、説明が上下してしまい、申し訳ありませんが、責任、上記以外の自然現象の方から説明させていただきます。
1:18:01	本項は、安全施設であるSG保管庫及び保修点検建屋にも適用されますが、これらはクラス 3 施設であって、防護対象施設及び防護対象施設に波及的影響を及ぼす恐れのある、
1:18:14	施設ではなく、既許可の適合性結果に影響を与えるものではございません。よって、非許可の設計方針にて申請対象設備の基準適合性が確認できるため、
1:18:25	関係性を白丸で整理しております。
1:18:28	一方で、その上の森林火災においては、SG保管庫及び保修点検建屋等の設置に伴い、植生条件が変更となり、既設の防護対象施設への影響を確認する必要があるため、黒丸と整理しております。
1:18:44	以降については、重要安全施設への要求であることからバツと整理しております。
1:18:49	3 項については、1 項の、上記以外の自然現象の内容にて適合性が確認できるため、同じく白丸と整理しております。
1:18:57	4 から 7 項については、兼用キャスクへの要求であることからバツと整理しております。
1:19:03	続きまして、右肩 14 ページをご覧ください。
1:19:08	江藤黒丸と整理いたしました 6 条 1 項森林火災の具体的設計についてご説明いたします。
1:19:15	SG保管庫及び保修点検建屋は、既設の防火体の外側に設置しますので、防火エリアを新たに設けることとしております。
1:19:24	右上の防火耐防火エリア設置図をご覧ください、
1:19:28	この図中の青枠が今回設置の防火エリアを示しております。
1:19:35	また、衛藤防火エリアの設置に伴い、植生データが 9 コウノ、
1:19:39	条件から変更となることから、森林火災シミュレーション解析コードFAR SITEを用いて森林火災の再解析を行い、
1:19:47	既許可の設計方針に変更がないことを確認いたします。
1:19:52	なお書きの部分についてですが、まず、右下の図でご説明いたします。
1:19:57	右下の図の赤字で示している通り、発電所周辺の森林は、大きく南側と北側に分かれております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:07	次に、右上の図をご覧くださいまして、
1:20:10	いただきますと、高浜発電所は、右上の、
1:20:15	方に位置する主水路から左側の方水路に経て、海水が抜けていく。
1:20:20	配置となっております、
1:20:22	南北の、どちらか片側で森林火災が発生したとしても、反対側には延焼しないような配置となっております。
1:20:31	1度、右下の図に戻っていただきまして、南側には、発火点 12 が、
1:20:37	北側には発火点 34 がございますが、
1:20:40	防火エリアの設置に伴い、植生データが変更となるのは、南側であるため、南側の発火点 12 を対象とした評価を実施いたします。
1:20:51	続きまして右方 15 ページをご覧ください。
1:20:57	今回実施しております、FARSITE解析結果について説明いたします。
1:21:01	既許可においては、FARSITEの解析結果に余裕を考慮し、防火耐幅と火炎輻射発散度の設計値を定め、スマートアイにより設計、成立性を確認するという設計方針としております。
1:21:14	二つ目の白丸の、2 行目 3 行目に記載の通り、今回、変更後の条件で解析を実施しまして、防火耐幅及び火炎輻射発散度の設計値に対して、
1:21:26	今回解析値がおさまっていることを確認し、既許可から設計方針に変更がないことを確認しております。
1:21:33	ここで、今回生解析値のところに米印をつけておりますが、仲裁注釈に記載の通り、
1:21:40	既許可申請書では、設計値と解析値の両者を記載しておりましたが、
1:21:45	今回申請書では設計値のみの記載に変更しております。
1:21:49	三つ目の白丸の説明ですが、
1:21:53	解析条件については、植生データや気象データ等の既許可から変更となっている条件を反映し、評価を実施しております。
1:22:01	下の表に解析条件の変更有無をまとめておりますが、一番下の気象データについては、ガイド通り最新の過去 10 年のデータを適用しており、申請書添付 6 に反映しております。
1:22:16	続きまして、右肩 16 ページをご覧ください。
1:22:21	こちらの表は、既許可において、まとめ資料にてお示ししていた解析値を一覧表にしたものになります。
1:22:29	森林火災が原子炉施設に影響を及ぼさないことを、
1:22:33	火災の到達時間の評価、防火耐ハバノ評価、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:37	原子炉施設の熱影響、
1:22:39	危険距離の評価の項目で評価し、すべての項目で、許容値を満足していることを確認しております。
1:22:46	6条の適合性説明は以上となります。
1:22:53	はい。規制庁西内です。こちらから続く確認させていただければ、
1:23:03	秋田阪本です。寂静関係についてもいいですか。
1:23:07	まずなんですけど、今回、外部事象関係の自然現象とかその他組み合わせ人による事象幾つかあると思うんですけどこれはもう前提として許可の、
1:23:17	時から抽出してるものは特に変更はないってそういうことでよろしいです。
1:23:29	承知しました。
1:23:31	次なんですけど、
1:23:32	今回、
1:23:34	外部事象についてのその他の部分に関しては、例えばこの重複以外です、森林火災以外に関しては、
1:23:44	防護対象施設ガス需要度分類クラス 12 に該当するものを、
1:23:49	大瀬対象施設について森林火災についてはクラス 3 も、
1:23:54	対象になるとそういう理解でよろしいですか。
1:23:57	関西電力の竹中でございます。厳密に申し上げますと、森林火災につきましても、クラス 3 設備になるため、該当はいたしません。
1:24:07	ですが、
1:24:09	クラス 3 設備になるんですが、森林火災につきましても、火災発生後、消火活動にプラントのリソースを割くこととなりますので、プラントトータル安全性を踏まえて、念のため実施している
1:24:26	そうしました。
1:24:29	そうですね。念のためやってるってことはどっかに書いた。
1:24:32	関西電力の沼田です念のためとは申しますけれども、既許可からですねクラス 3 も含めて買い、この防火エリアで過去の設計としております。以上です。
1:24:43	規制庁坂元です。どうぞ。
1:24:45	防護対象。
1:24:47	設備として、
1:24:49	伊奈池戸、佃さんもそういう、何かしら対策をするっていうところで、防火隊とかそういうことを見てということですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:57	すいませんちょっと説明が関西電力竹中です。説明が悪く申し訳ございません。防火対象施設にはしております。そこが少しややこしいところになるんですが、
1:25:07	防火エリアというところを、既許可の方から、もうすでにクラス3に対してもつけておまして、この外部事象に対する整理といたしましてはクラス1人を対象にしているんですけども、森林火災につきましては、
1:25:21	そういった防火エリアの対策っていうところをしておりますので、広くとって、クラス3、
1:25:26	2も、
1:25:27	防護対象施設という整理にしております。
1:25:30	清野サカモトです。
1:25:34	ちなみに宗葛西。
1:25:36	森林火災以外の外部事象については、防護対象設備ではないって今の説明で、なので、
1:25:42	今回の保修点検建屋とか、
1:25:46	SG保管庫に関しては、
1:25:49	対象設備はないんですけど、
1:25:51	ないという理解をしてるんですけど、何かしらの対策自体は、各事象においてとってるってそういうことですか何かあったときには、
1:26:00	全く見てないわけじゃないですよねってそういうことを聞きたいんですけど。
1:26:04	関西電力の沼田です。基本的にはですねこの6条の対応というのはクラス3に関しては、最悪、復旧作業とかをやったらいいということで考えています。ただ、
1:26:16	何も手当していないのかということですね例えばこの雨が降った、ここ降雨なんかであればプラント全体として、排水設計をしているとかそういうところはございます。
1:26:30	規制庁阪本です。
1:26:33	何か取りかえとかでそういう対策をしたりするっていうのは聞いたことがあるんですけど、各事象に対して、見てるのか見てないのかっていう意味では、多分あると思うんですよ。何かこの事象は、
1:26:43	何か対策を用意していて、
1:26:45	その辞書は特に考えなくてもいいみたいな、とは思いますがそれはちゃんと設定してある通リース。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:51	はい。関西電力沼田です。基本的この六条の対応として今回の外部失礼。
1:26:59	月次保管庫であつたり保修点検建屋を6条の対応として何か特別なことをしてるかというしておりません。ただ一方で、建築基準法に基づいて設計するってのは当たり前としてやってますんでその中で例えば積雪なんか、
1:27:13	とかであれば当然建築情報に基づいて設計しているというそういうことになります。
1:27:20	要は、端的に申し上げるとですね例えば竜巻の100メートルってのは考慮してますかっていうところはしておりません。
1:27:27	ただ、建築基準法に基づいて通常通りの強度は確保しているというそういうことになります。
1:27:33	以上です。
1:27:34	成長サカモトです。だから考慮してないって言われてしまうと安全施設についてはっていう、
1:27:40	晩年施設はっていう
1:27:42	イシグロに対して考慮しないとと言われてしまうと、シライことないじゃないですか。失礼いたしました。
1:27:49	考慮不要であることを確認しているというのが正確な言い方かと思えます。要はクラス3であって、クラス1の方に波及影響を及ぼさないということは当然確認しておりますのでそれでもって考慮する必要がないということを我々判断しております。
1:28:03	規制庁阪本です。
1:28:06	そういうことだと思う。何か考慮させてもらうのでそういう、考慮してないことを確認してるとかそういうことがあると思うので、それが資料に充実していただければと思う。
1:28:15	関西電力沼田です。承知いたしました。
1:28:21	規制庁阪本です。
1:28:23	先ほどの話でも出てたと思うんですけどその波及的影響に関しても同じく確認は一応していて、
1:28:30	るっていうことで、
1:28:32	関西電力の竹中でございます。おっしゃる通りです。重要施設に影響を及ぼさないことを確認しており、
1:28:38	承知いたしました。
1:28:39	私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:46	藤規制庁ニシウチです。
1:28:50	ちょっと森林火災に入る前に、ちょっと全体的な確認なんですけどね、さっき阪本から話してた、
1:29:00	どっち、どっちかっていうと他事象の白丸とかの確認なんですけど、
1:29:06	これは、
1:29:07	2-1の深井の1の資料、例えば41ページ目なんですけど、
1:29:12	さっきの説明だとちょっとよくわからなくて、
1:29:17	41ページ目の既許可の申請書のテンパチ部分ですかね。
1:29:24	見れてますかね。
1:29:27	竜巻の部分のテンパチ能説明なんですけど、
1:29:32	これの1.8.1-3の3段落目に書いてある通り、まず1段落目で、クラス3も、まず、
1:29:39	設計竜巻から防護する施設を対象に入れてるわけですよ。
1:29:45	で、そのあとの、具体的な竜巻防護施設っていうのを3段落目のところに書いていて、そこから除いているって説明ですよ。だからまず今回の話でいうと、
1:29:56	クラス3だから、竜巻防護施設じゃなくて適合性の方に書いてあるじゃないですか。
1:30:02	あそこじゃないんですよまず説明するべきところはその前から説明いただかなきゃいけないんじゃないかなとまず思ってますと。
1:30:08	まずさっき阪本からも安全施設なんでって話だったと思うんですけどこれ本則の要求は、別に本則の要求で、安全機能の特に高いものに対しての要求って限定かけてるかっていうとそうじゃないですよ。
1:30:21	だからこそ関西電力もまずこの1段落目で、クラス3も含めて安全施設についても、ちゃんと発、設計竜巻から防護する施設として入れているって理解をしてるんですと。
1:30:33	ここまで同じ理解でやってますよね。
1:30:35	関西電力の竹中でございます。おっしゃる通りでございます。その内容がですね、資料パワーポイントの資料ですね、5-4の13ページ目で、白丸の上記以外の自然現象のところになるんですが、
1:30:48	本項は、安全施設全般に適用されるものであり、本施設において新設する、乗客正規保管庫及び保守点検建屋にも適用されると、というようなところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:59	1 度、私たちとしても、ご提示させていただいている認識でございます。その後にはですね、クラス 12 ですとか、波及的影響の話に記載させていただいて、
1:31:10	S字保管庫保修点検建屋がクラス 3 であるというところから除外といいますか、既存の基準適合、既存の申請で基準適合確認できているというような記載にさせていただいております。
1:31:21	はい。規制庁西内です。ちょっとそこで違和感まさに感じてたのが、クラスワンツーとあと波及的な話はOKなんですよ。で、まずもって、今回クラス 3 の設備なんですよね。だから、この、
1:31:35	補足説明資料の方にちょっと戻りますけど、3 段落目のところで、まず、クラス 3 に属する施設は損傷する場合を考慮して、
1:31:44	損傷する場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること。
1:31:49	安全上支障のない、または安全上支障のない期間に修復することなどの対応がっていうふうに書いてあるじゃないですか。だからクラス 3 についてはこういう設計方針っていうことで許可出てるんですよ。
1:32:01	だから、今回のクラス 3 についてもこういう設計方針にするんです。既許可の設計方針と同じような考え方であって、特段機械の設計方針に影響を与えないんですとかそういうんだったらわかるんですけどまずその説明が抜けているっていうふうに思っていて、
1:32:14	ちょっともう少し確認をしたいんですけど、じゃあ、さっきの説明だと、設計竜巻考慮してませんと、建築基準法上の強度を持ってますと、
1:32:24	それで、今の設計方針に合致するかどうかはわからない。
1:32:28	それは損傷する場合になるんじゃないですかね。
1:32:32	関西電力竹中でございます。おっしゃる通りでございますして、クラス 3 に対して、この代替設備により必要な機能を確保することですとか、安全上支障のない期間に修復することっていうところは、
1:32:43	可能な設計にすることというのがまず要求事項になります。これらに関しましては、ちょっと設置許可上、明確にはできていないんですけども、工認におきまして、クラス 3 設備っていうところが、損傷した場合においても、
1:32:57	安全に影響が及ぼさないというところを、資料でご提出しております、そちらの方で、クラス 3 設備に対して、対策が不要であるというところをお示ししております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:10	ちょっとそこを許可でちょっとお示しするところが難しかったものでして、現状はクラス 12 を対象としておりますというような形ですみません、お示しさせていただきました。
1:33:26	後任のですね。
1:33:28	失礼シマ
1:33:58	はい。規制庁西内です。今日の段階でないことは別にいいんですけどちょっと次回以降でちょっと具体化をしていただきたくて、
1:34:09	要は結局さっきの話だと、この許可の設計方針に沿ってるかわからないんですよね。
1:34:14	単純にさっきの説明だけだと設計竜巻考慮してません建築基準法に基づく強度ですっていうふうに書いていて、既許可の設計方針はっていうと、
1:34:24	違いますよね書いてること三重に言うと、損傷する場合はどうしますとかって書いてるわけですよね。
1:34:30	だからその差が埋まってないので、ちょっとまず、どっちかという和白森林火災以外の白丸の部分に関しては、今回クラスⅢだからって一言で終わってるところが大半なんですけど。
1:34:41	クラスⅢだから、何もしなくていいっていう認識ではなくて、クラスⅢに対して家の設計方針というのがまずこの 3 段落目 1 行目でまずあるので、それに対して、
1:34:51	まず設計方針変わらないんです。で、内容としてもこういうものを同じ設計方針でやるんですっていうそういう説明ですよ。
1:34:58	で、ちょっとそうもう少し話をしておく、じゃあ、今の話でいうと、
1:35:04	このクラス 3 竜巻を 0 にしようとですよ。
1:35:07	SG保管庫等、先にあれか、SG。
1:35:12	Rに関して、竜巻でいうと、これ明確に白マルかなと僕は理解をしていてこれ審査会ご紹介のときにも話をしていますけど、これはどっちかっていうとこの 41 ページ同じページでしゃべると、
1:35:24	1.8. 1.8 の竜巻防護設計のところ、
1:35:28	建屋に内包され防護する施設っていうところがあって、結局、
1:35:33	建屋で防護してるって設計には変わらないので、要はSG自体に何も期待してないわけですよ。
1:35:41	蒸気発生器と蒸気発生器保管庫と点検建屋に関しては、
1:35:47	ちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:48	少しレベル感は違うなって思うのは、さっきも言ったようにクラス3としての設計方針があるはずで、
1:35:56	その設計方針を今回適用するわけですね。だから設計方針が変わらないっていうことは理解はできるんですけど、
1:36:02	それが白マルなのか車なのかどうかっていうのを少しちょっともう少し整理をいたし、したいなと思っているっていうところが現状です。その観点でちょっとまずは、
1:36:11	結局今回クラス3としてどういう設計をする方針なのかっていうのを具体的にまず説明をして欲しい。
1:36:16	というところですね。
1:36:18	クラス3なんで、レベル感が確実に落ちることは間違いないんですけど、何もなくていいっていう話だった僕らも何も見ないんですけどそういう設計方針ではないので、ちょっとまだその確認をさせて欲しいっていうところなんです。
1:36:31	関西電力竹中です。承知しました。
1:36:34	今現状ですね、クラス3に属する施設は損傷する場合を考慮して代替設備によりということと、安全の修復支障のない期間に修復すること等のところが該当しておりますので、
1:36:46	そちらを線を引かせていただいた上で、これが、
1:36:50	ではこういった設計っていうのをどのように確認していますかというところをご説明するにあたっては、当社の方今まで公認でしかご説明できていないので、それは購入を読み込むような形でお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。
1:37:04	具体的に工認の資料で申し上げますと、すいません、耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する説明書のうち、
1:37:15	防護対象施設の範囲という。
1:37:22	規制庁西内です。今おっしゃってるのは、清狩野。
1:37:29	設備の範囲は工認の既工認の中で説明してますって話ですよ。
1:37:35	で、どっちかというお願いしたいのはSG保管庫と所保修点検建屋について今回どういう設計にするんですかっていうところの具体的な説明をいただきたい。
1:37:45	その中で、
1:37:47	例えばSG保管庫に関して言うと既設のSG保管庫と同じなんですっていうことであれば、もちろん

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:53	既工認のそのSG保管施設のSG保管庫の既工認の内容を引用しながら説明いただくのは全然、もう問題ないと思ってます。
1:38:01	観点だけ一応今回の話を聞きたいんですけどっていうところで、
1:38:05	よろしいでしょうか。
1:38:07	はい。関西電力竹中です。承知しました。
1:38:11	はい。規制庁西内です。そこも結局
1:38:15	どこまで確認するんだって話かもしれないんですけど、今回新基準の許可とかと違って、
1:38:21	少なくとも保守点検建屋とSG保管庫に関してクラス3についての申請なので、
1:38:27	もしそこが周知されるってそれだけの話かなと思ってます新基準時はどっちかっていうとクラスワンツっていうのをメインにして、審査をしたと思うんですけど、
1:38:35	というところでそう意味では、竜巻を、辰巳会長もわかりやすい竜巻例にしてちょっと確認させていただきましたけど、基本的には最初サカモトから言った
1:38:45	考慮すべき事象一通りありますよね、まずその事象変わらないんですけどっていうところからスタートして各事象に対して
1:38:52	例えばクラス3だったら何もしませんって言うてたんだったらそう書いておいていただければいいですし、
1:38:57	浦さんとして設計方針があるんだったら、ちゃんとそれにどういうふうふうに、それが変わらないのかっていうのとどういうふうで設計するのか。
1:39:03	で、その設計内容を見たときに、
1:39:07	黒丸なのか白丸なのかってそういう話かなと思ってます。
1:39:13	関西電力竹中です。承知しました。
1:39:15	すいません。一点ご確認だけさせていただきたいのですがすみません、先ほどご覧いただきました、2-1の資料の41ページですと、竜巻になりますと、このようにクラス3に対する記載というところが明確に書かれておまして、
1:39:31	同様に後段出てきます火山等も同じような記載が書かれてございます。
1:39:37	ですが、
1:39:39	二つの
1:39:42	事象以外につきましてはこのクラスAさんに対する記載というのが明確にあらわれていない状況でございます、少し説明させ、白水の方から説明させていただきましたが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:53	そういった内容というところを、公認で示している状況でございます、ちょっと許可上、
1:40:00	をですね、条文の引っ張りどころとしてお見せできるところとできないところがございます。
1:40:08	そういったものに対しましては、公認をちょっと読み込むような形でご説明をさせていただきます、
1:40:15	というような方向で、
1:40:17	よろしかったでしょうか。
1:40:21	規制庁西内です。すいません僕も今竜巻を例にしてしゃべってたのは、明確に書いてあるからわかりやすいからで、他のところはそういうところは承知してるんですけど。で、
1:40:31	これ、直近のいかったのちょっと把握されてると思いますけど直近の方の使用済み樹脂貯蔵タンクの許可の時とかにもちょっと同じような話になって、
1:40:41	ちょっとすみません、高浜清川ちょっとすべて名東せてるわけではないんですけど、あれテンパチとかには何も書いてないんですけどクラスに関しての行動って原発に記載しているのが、竜巻と火山と。
1:40:52	相場さんについてももう少し記載されてるような状況。
1:40:55	わかりました。だから逆に本部長はクラスワンツー。
1:40:59	に対して目に言及しているって理解でいいんですけど。
1:41:04	おっしゃる通りでございます。
1:41:06	規制庁ニシウチすごくありました。あれ、全体方針的なところで、クラス3については防護対象から外しますよっていう外部衝撃の全体的な入口のところで書いてないんですけど。
1:41:16	許可上は書いてあります。
1:41:21	規制庁西内ですわかりましたまずはちょっと許可の条文一通り記載してもらって、適時当時の補足説明資料だとか、詳細設計の機構にだとかを、適時引用しながらというところかなとは思いますが
1:41:36	関西電力タケナカで承知しました。
1:41:40	はい。規制庁西内です。ちょっとまずその他のところは、大体白丸になってる理由がクラス3だからっていうところになってるんですけど、多分基準適合の関係だとそれだけだと説明がちょっと抜けているのでその部分全体的にちょっと整理をいただいて、
1:41:55	説明をいただければと思ってます。
1:41:59	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:01	まずはその他の事象についてはまずそのところですかね。
1:42:08	はい。
1:42:09	続けて森林火災の方なんですけど、
1:42:13	どう、
1:42:15	新開さんの方は資料大変充実されててすごいわかりやすいので、あんまりちょっと僕もなくてですね。
1:42:22	1015 ページのところ
1:42:26	これはどっちかっていうと何か内容じゃなくて整理の話になっちゃうんですけど、
1:42:30	まず米印のところ、
1:42:32	設計値と解析の両者を記載したけど今回は、
1:42:36	設計値のみっていうこれは何かどういう理由があっそうしてるんだったかっていうところをちょっと確認させてください。
1:42:48	関西電力竹中です。
1:42:50	今回、この解析値というところ、省略させていただきましてところにつきましては、その解析値というところが変更になった場合におきまして、戸籍に大きく影響せず、
1:43:01	その設計値で、その確認が基本的にできていくというところになりますので、その設計値のみを記載させていただきまして、解析値
1:43:09	の記載に難しくないと思ひまして、
1:43:18	規制庁ニシウチです。これちょっとすいません具体的な場所だけ、申請書上でもいいんですけど、あれこれ本文の話とテンパチの話ですか。
1:43:26	テンパチ原発じゃないよ。すいません、関西電力の宇津本文の方にもあります本文 5 行だったかと思うんですけど、
1:43:47	関西電力沼田です。すいませんちょっと本文にもあります本文とテンパチどちらもです。すいませんちょっと今詳しい場所がちょっと出てきますので、
1:43:58	はい。
1:44:03	規制庁西内です。
1:44:06	おりますと、
1:44:15	ちょっと本文から、
1:44:18	サークル。
1:44:19	というところは、それなりにちょっとしっかりあれも、私も確認はしたいと思ひてですね、ちょっとまず先ほど説明いただいたような理由はちょっと明文化いただいてもいいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:30	趣旨は理解できるので、はい。
1:44:33	関西電力沼田です。承知いたしました。
1:44:38	はい。
1:44:39	一方で
1:44:44	解析値を多分書く意味合いもある。いや、要は、許可の申請書のところで他で一切解析出てこないんですかっていうとそうじゃないですよ。
1:44:53	だから解析値を書くっていうことは、そういった意味が何かしらあって、新基準のときにも、記載をしてるっていうものだと思うので、
1:45:01	ちょっとそういった背景も含めてちょっと引き続き私たちも確認をした上でまた次のヒアリングとか何かあれば確認をしますけども、ちょっとまず理由は明確にしておいていただければと思います。よろしいでしょうか。
1:45:14	関西電力タケナカで承知しました。
1:45:17	はい。規制庁西内です阿藤これ全般的な話なんですけど、この表で書いてもらっている、具体的に菊岡から、解析条件変更した内容これですって書いてもらってるじゃないですか。
1:45:30	工程ではあれですよ一応、
1:45:33	許可変更はしてないものの、要は、まさにこの地形データとあって、年々更新されるような、周辺状況が変われば、年々変わるじゃないですか。
1:45:43	そういったところってあれですけど保安規定に基づく行為として、毎年周辺状況とかのインプットが変わったら、一応、
1:45:51	防火体の評価に影響がないかっていうのは確認をされていて、
1:45:55	FSARとかでも、反映とかされてるんですかねそういった状況って、
1:45:59	関西電力の室です。FSARでその再解析っていうのは今まではしてごさいませんで、ただ毎年ですね防火THAIの周辺のところを元現場で発電所で見回って、変更がないこととかそういった確認をした上で、
1:46:14	解析まではいらないよねっていうそういう確認をしているというものでございませう。
1:46:19	今現時点では、当然そこで大きな何か変更があれば、解析するってことはあり得るかと思うんですけど今まで実績がないという、そういう状態です。
1:46:28	わかりました。ちなみになんですけど、
1:46:34	ここで言ってる変更の有無っていうのは、直近FSARの時出してからの変更点って意味合いではないですよ多分。関西電力の儘田です。この変更有無っていうのは最新の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:46	許可からの変更の有無ということになりますので、最初、
1:46:56	規制庁西内です。そういう意味でいうと、最新の許可から変更有無として今書いていて、時系列的には最新の既許可の中学校、
1:47:07	綾飯野ここで市来オカって新基準許可の古藤ですが最後に高森林火災を評価したときに、
1:47:14	そっか。
1:47:19	規制庁ニシウチですだからあれですよね既許可っていうのは直近の例えば高浜だったらバーナブルポイズン許可とかSFPの許可が再春館とか、いわゆる単純な最新許可ではなくて、
1:47:30	森林火災に関しての評価をやった一番最後の許可からの変更点ってそういう理解でいいですよ。関西電力野本です。おっしゃる通りです。そうですね。時系列的には、多分、最後の許可から、
1:47:41	FSARが多分その間に1回挟んでいけじゃないですか。そのFSARの時からの変更点ではなくて、多分実際のここら辺も含めての変更となるんですよ。で、FSARの時には、解析まではやってないけど、今回は、
1:47:55	改めて解析をする必要があるんで、そういった影響がないであろうというふうにFSAR時に判断してるデータも含めて、改めて変更して、ご提出いただいている。
1:48:05	理解でいいですかね。はい。関西電力沼田です。おっしゃる通りです。要は今回はですねこの防火エリアという形でかなり大掛かりな植生の変更がありますのでそれで再解析したというものでございます。以上です。
1:48:21	はい。規制庁西内ですわかりました。
1:48:26	はい、わかりました。どうもありがとうございます。
1:48:30	ちょっと全体的なところわかったのでちょっと引き続き内容補足説明書を含めて確認をしてまた何か具体的なところで確認があれば、今後のヒアリングで確認させていただきますありがとうございます。
1:48:40	関西電力沼田です。承知いたしました。ちょっと1点ですね訂正がございます先ほど申請書のどこが変わったかというところですね私本文も変わったと申しあげましたけれども失礼しました本文のところから数値をは変更はしてございません。申し訳ありません。
1:48:56	本部のところが変わったのはですね、今回蒸気発生器保管庫と保修点検建屋を追加したというそういう変更でございまして、先ほどの注釈の話ではございません申しわけありませんでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:18	規制庁西内です。わかりました。
1:49:22	テンパチだったら別に解析しちゃっても違和感ないかなっていう気が、なんかすごい本音なんですけど。いやなんかさっきの説明聞いた時に、何か本文チックな説明だなと思って聞いたんですよね。
1:49:35	私本部に解析値を書くって要は解析値を縛るっていう意味になるじゃないですか。だから何かそれなりに重く、
1:49:40	薄くなっちゃうと思うんですけど、そういうのもあってちょっといろいろ考えたんですってことかなって思って聞いたらなんか、何となくすって言ってたんですけど。
1:49:47	テンパチだったらなんか、
1:49:50	別に分けておいてもいいのかなってというのが率直なイメージでしたちょっとまず理由だけ明確にして、要はそういう意味でテンパチから探る意味合いとして、ちょっと文章書いといていただければそれで結構です。はい。
1:50:03	よろしく願います。菅古本です。承知いたしました。
1:50:07	はい。
1:50:08	衛藤。
1:50:10	は、6 条関係は私は現時点で以上ですけど何かありますでしょうか。
1:50:20	規制庁仲です。ちょっと先ほどのパウポの 15 ページの、
1:50:27	この設計値と解析値のこの話なんですけど、
1:50:32	今回申請書ではあってこうなってるんですけど、
1:50:36	これって多分、
1:50:38	別に森林火災に限らずこういう、
1:50:42	併記してるっていうのが多分ほかにもいろいろあった。
1:50:45	あるってことなんですね。
1:50:48	これは、こういう試みをするってのは今回が初めてなのか有賀なんか新規性基準以降で、
1:50:55	そういう変更をした例があるのかっていうとどっちなのでしょう。
1:51:00	関西電力の沼田です。外部火災に関しては今回は初めてです。ちょっとこれは今回のご相談かなと思っていたところでございます。
1:51:11	多分かちょっとすいません申請書私も直接今見えてないんですけど火線強度とかそこら辺の話なんですよねきっとね。
1:51:21	今後はこれは随時、もう、
1:51:24	申請あるたびにこうしていくっていうそういうことだっということなんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:28	関西電力の沼田です。当然申請でこのFARSITEやり直した時には、毎回解析、設計値が変わらないかっていうのを確認してやるというそういうことかなと思ひまして、それでちょっと除いてもいいんじゃないかなという。
1:51:44	そういうものでございます。これって多分森林火災以外の
1:51:49	普通の外部火災系だと他にもいろいろ、
1:51:54	一般作業とかそういうのは、該当はそもそもしないんですけど、御社の場合。
1:52:00	コンビナートとかそういうような、
1:52:03	関西電力の沼田です。コンビナートなんかはと、今回変更がございませんので、はい。確認は、変更がないことを確認したということがないってことは、
1:52:14	新規制基準時は一応そこは平気か何かで書いた関西電力沼田です。もともとですねこのコンビナート我々のプラントから相当距離が離れてる御社の場合はそれは該当しないとですね。
1:52:26	だから火線強度書いてあった森林火災だけ。
1:52:29	火線強度はおっしゃる通りです。
1:52:32	それを今回
1:52:34	初めて変えますと、
1:52:36	今回変えれば別にもうそれでもう、
1:52:39	特段移行はない。
1:52:43	あ、わかりました。とりあえず事実関係はわかりました。以上です。
1:52:52	規制庁西内です。
1:52:59	ちょっと細かい話で申し訳ないんですけど、16 ページ目の、これはちょっとすいません表現だけの話で、
1:53:08	16 ページ目のこの許容値と解析値の関係で、
1:53:12	これ多分ぱっと見たときにわかりづらいなっていうだけなので、もうご理解いただいていると思うんですけど、最大値なのか最小値なのかとかをわかるように、その許容値、
1:53:22	多分大なり小なりみたいな多分記号で補足説明見たらそうやって書いていただいているので、また同じように表記いただいたほうがわかりやすいかなって思いましたってそれだけの話。
1:53:32	よろしいでしょうか。関西電力タケナカで承知しました。わかりやすいように大なり小なりで表記させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:38	はい。規制庁西内です。あとは具体的な評価内容また何かあれば引き続き確認させていただきます。
1:53:46	六条関係他によろしいでしょうか規制庁側から。
1:53:51	はい。
1:53:53	5分、十分くらい休憩しましょうか。
1:53:56	その2時間ぐらい経ったところ、
1:54:00	10分弱くらいで35分再開でよろしいでしょうかね。はい、ではよろしくお願いします。
1:54:12	原子炉規制庁の西内です。再開します。
1:54:15	8条と6条関係ちょっと確認させていただいたので残りの条文、
1:54:21	地べた時シーン等々ですけども、
1:54:26	ちょっとその内容的には先ほどまでの86条からは大分また少なくなってくるので、
1:54:32	よければ一通りまとめて説明いただいて最後にまとめて事実確認という形でできればと思いますがよろしければ、関西電力の方から説明お願いします。はい。関西電力の渡部でございます。そうしましたら右肩3ページ、
1:54:44	3条の設計基準対象施設の地盤からざっと順に説明させていただきます。
1:54:51	当該ページは十分撤去、規則の内容を記載しておりますので割愛させていただきます右肩4ページよろしくお願いします。
1:54:59	このページはですねSGについてまとめておりますが、耐震重要施設でありますSGについては、1項の基準地震動による地震力が作用した場合においても、
1:55:10	接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置することであったり、2項の地殻変動等、それから参考の将来活動する断層等の露頭がない地盤に設置するというようにしております、
1:55:20	原子炉格納容器内に設置している耐震SクラスのSGについて適用されるというものになります。ただし今回の取りかえによってですねSGの設置位置は変えませんので、許可の方針通りに適合確認できるための資料もあるという整理にさせていただきます。
1:55:36	続きまして右肩5ページをお願いします。
1:55:40	こちらは三条のSG保管ゴトウ点検建屋に係る適合性の一覧になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:46	1 項については今回新たに建屋を設置いたしますのでその基準を適用させるということから黒丸として整理しております。表の枠外に記載してございますけども例えば設置する地盤については自重及び運転時、
1:56:00	の荷重等に加えて、耐震重要度分類のCクラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有するように、選定してタテを設計するというふうにしてございます。
1:56:13	と2 項3 項についてはCクラス設備である保守的現在でSGの看護に対しては適用されないものと、バツとして整理してございます。
1:56:22	2 か6 新潟6 ページをよろしく申し上げます。すみません三条の説明は以上になりますと右肩6 ページこちら4 条の地震による損傷の防止についてご説明になります。
1:56:34	ホームページや規則の内容を記載しておりますので割愛させていただきまして右肩7 ページをお願いします。
1:56:41	4 条のSGに係る適合性の一覧表になります。1 から3 項についてですが、1 個、1 項2 項については設計基準対象施設について、3 号については耐震重要。
1:56:54	耐震重要施設に対する耐震の要求になってございます。取替SGにも適用をすることから黒丸と整理しております。
1:57:03	表の枠外に記載しております。SGは、耐震Sクラスとし、基準地震動 S_s による地震力に対してその機能が保持できるよう、また弾性設計用地震動SDIによる地震力または静的地震力のいずれか大きい方、
1:57:17	の地震力に対して概ね弾性状態にとどめる範囲で耐えられるように設計するというふうにしてございます。これらの詳細についてはですね今後、設工認の断面でご説明させていただくものかと考えております。
1:57:29	4 項についてはSGは結局設計方針において基準地震動 S_s による地震力によって生じる恐れがある、周辺斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれる恐れがない場所に、
1:57:42	設置された原子炉格納容器内に設置する設計としております。
1:57:45	本取りかえによって、位置を変更するものではございませんので、機構の方針通りで確認ができるということで丸白丸というふうに整理しております。
1:57:54	5 項から7 項についてはSGの要求ではございませんのでバスとして整理してございます。
1:58:01	続きまして8 ページ右肩8 ページをお願いします。
1:58:05	4 条のツジ保管庫及び保修点検建屋に係る適合の一覧になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:10	1 項 2 項については設計基準対象施設に対する要求で、新たに設置する保修点検建屋であったり、SG保管庫へ適用させるため黒丸としてございます。
1:58:19	表の枠外に記載の通り当該建屋は耐震Cクラスとしまして静的地震力に対して概ね弾性状態にとどめると0 範囲で耐えられるように、設計することとしております。
1:58:30	3 項から 7 項については今回の建屋には適用しませんのでバルブバツと整理してください
1:58:36	以上が 4 条に対するできる方針になります。
1:58:41	衛藤。続いて右肩 9 ページをよろしくお願ひします。五条の津波による損傷の防止になってございますこちらも規則の内容は割愛させていただきます。
1:58:53	上の表は、SGに係る適合性の一覧となつてございまして以降については、既許可の設計方針において、基準津波に対して安全機能が損なわれる恐れがないよう設計する。
1:59:04	こととしておりまして、ツジにおいても適用されるものとなりますが、野瀬設備を内包する建屋であったり区画の設置された敷地を、津波による遡上は地上部から到達または流入させない。
1:59:16	津波による影響等から隔離する設計としておりまして、SGは既存の格納容器内に設置しますから、
1:59:23	許可の設計方針にて適合が確認できるため資料もあるという整理にしてございます。2 項についてはSGへの要求ではございませんのでバツと整理してます。
1:59:32	次に下の表ですけれどもこれはSG保管庫及び保守点検建屋にかかる適合性の一覧表になってございます。
1:59:40	1 項については設計基準対象施設であるSG保管庫及び補修点検サトウにも適用されることとなりますが当該建屋はクラス 3 に属する施設でございまして、津波防護対象施設に該当しないというところで0 としております。
1:59:53	2 項については設置する建屋の要求でございませぬのでバツと整理してございます。
1:59:59	ページ飛びまして 17 ページ、お願ひします。
2:00:09	7 条の不法な侵入等の防止についてなつてございますこちらも規則の内容は割愛させていただきます、右肩 18 ページをお願ひします。
2:00:19	七条のSGに係る適合性の一覧表になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:23	既許可の設計方針において発電用原子炉施設への不法な侵入等を図る施設を設けることとしておりまして、発電用原子炉施設全般に対する、
2:00:33	ことですのでSGにも適用されます安全施設を含む区域設定等により、人の不法な侵入等の防止を図る設計としておりまして、ツジはその区画、区域内に設置しており取りかえ等に位置を変更するものではございません。
2:00:48	したがいまして9設計方針で確認ができますので資料もあるという整理にしております。
2:00:55	右肩19ページをお願いします。
2:00:58	こちらが7条の保管庫SG保管庫点検建屋に係る適合性の一覧表になります。
2:01:04	⑦新たに設置します点検建屋SG放管国も適用することになりますので黒丸と整理しておりまして、枠外の表に記載の通り、発電所の敷地境界において、立入制限を行う区域を設定して、
2:01:18	人の侵入を防止し、それぞれの建屋への移動経路においても、柵等の出入り時に
2:01:24	資格確認等の出入り管理を行います。建屋の出入口においても同様の出入り管理を行う設計といたします。
2:01:31	また発電所の敷地境界において物品の持ち込み点検を行う区域を設定し、郵便物等の持ち込みに関する点検を行っておりまして、建屋への郵便物等の持ち込み時にも点検を具体的に行う設計といたします。
2:01:45	これらの詳細については今後設工認の断面でご説明させていただくものかと考えてございます。
2:01:52	以上が7条の説明になります。
2:01:55	またページ飛びまして右肩29ページになります。
2:02:05	こちらは9条溢水による損傷の防止になってございまして、また気象規則は割愛させていただきまして、右肩30ページをお願いいたします。
2:02:16	九条のSGに係る適合性の一覧表になります。
2:02:21	1項については安全施設に対しての要求になりますので、SGに適用するため黒丸と整理しております。
2:02:28	表の枠外に記載の通り、安全施設がSG及び配管の発想による溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:38	現時点の設計では取替後の保有水量は既工認の評価水位を下回るため、既評価に影響しない見込みですがこれらの詳細については今後設工認の断面でご説明させていただくものかと考えてございます。
2:02:52	2項につきましては取替えるSGは位置を変更するものではございませんので、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいしない設計に影響はございませんので資料もあるという整理としてございます。
2:03:05	次右肩 31 ページをお願いします。
2:03:09	こちらは 9 条のSG保管行為点検建屋に係る適合性の一覧表になります。
2:03:16	1項については新たに設置するSG保管保守点検建屋には原子炉の停止及び使用済み燃料ピットの冷却等に必要な安全施設はございませんで、防護対象施設に該当しておりませんので白丸と整理してございます。
2:03:31	2項についてですが、S字保管後は、放射性物質を含む液体を内包する機器を設置しないことから白丸としてございますが、一方点検建屋は、液体廃棄物設備を有しますので車田と整理してございます。
2:03:45	あと表枠外に記載してあります通り、建屋内に設置する機器から放射性物質を含む液体が増えた場合においても、当該の液体が管理区域外へ漏えいしない設計とし、
2:03:56	地下の廃液処理室内にとどまる設計で計画してございます。
2:04:01	これらの設計についても今後設工認の断面で詳細をご説明させていただくものかと考えております。
2:04:09	以上が 9 条のご説明になります、次右肩 32 ページをよろしく申し上げます。
2:04:17	こちらが 10 条誤操作の防止についてです。一番上に
2:04:22	規則を書いておりますがこれは割愛させていただき、中央の表ですけども中央の表がSGで下の表がSG保管庫及び電源タテ上げに係る適合の一覧表となっております。
2:04:34	まず中央のSG取替の一行 2 行ですが、設計基準対象施設安全施設全般に係るものですのでSGについても適用されるという整理しておりますが、SGは操作を必要としない機器となりますので、資料 0 というふうに整理してございます。
2:04:48	下の表のSG保管庫及び点検建屋については、当該建屋にはプラントの安全上重要な機器に支障を来す恐れのある機器等がありませ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るので、運転員が異常な過渡変化に対応することができません 丸という整理にさせていただきます。
2:05:04	以上が 10 条の説明になります。
2:05:07	続いて右肩 33 ページをお願いします。
2:05:11	こちら 11 条の安全避難通路等についてのご説明になります。規則は同意を割愛させていただきます。
2:05:18	右肩 34 ページをご覧ください。
2:05:23	11 条のSG取替に係る適合性の一覧表になってございます。
2:05:27	1 項 1 号から 3 号、1 項 1 号から 3 号について発電用原子炉施設全般に係るものですのでSGについてもできるようになります。
2:05:36	ツジは原子炉を格納容器内の同じ場所に取りかえるをやりますので、結局安全避難登録、安全避難通路等の設計方針から変更ございませんので、年野原という整理にさせていただきます。
2:05:50	右肩 35 ページをお願いします。
2:05:53	こちらが 35、11 条に係るSG保管高及び補修電源タテに係る適合性の一覧表になります。
2:06:00	衛藤。
2:06:02	1 号 2 号については今回設置するツジ保管庫保修点検建屋に適合しますので、適用適用させますので黒丸としておりまして、安全避難通路等を設けることといたします。
2:06:14	避難通路等には必要に応じて標識並びに非常灯及び誘導灯を設置して、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できる設計とすること。
2:06:25	非常灯及び誘導灯は東部に蓄電池を内蔵し、非常用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計といたします。この詳細は後程ご説明いたします。
2:06:35	3 号については発電用原子炉施設全般に係るものでして当該設備の適用となりますが、設計基準事故が発生した場合に対応が必要な場所に該当し、しませんので資料があるという整理にさせていただきます。
2:06:48	右肩 36 ページをお願いします。
2:06:51	こちらが安全避難通路等についてまとめたものになります。1 個 1 号 2 号に対応する非常灯等については、建築基準法や消防法に準拠した、照明設備として、屋外への安全な避難のためその位置を明確かつ恒久的に表示することにより、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:08	容易に識別できるよう、蓄電池を内蔵した非常灯等を配置した、安全避難通路を設置する設計としております。こちらの詳細についてもですね今後の設工認の断面で、ご説明させていただくものかというふうに考えてございます。
2:07:23	以上が 11 条の説明になります。
2:07:26	続いて右肩 37 ページをお願いします。
2:07:31	こちらは 12 条の安全施設についてです。同様に規則の内容は割愛させていただきます。
2:07:38	38 ページから 39 ページにわたって 12 条の SG に係る適合性の一覧表となっております。
2:07:44	一井さん 4 ゴコウ 134 ゴコウについては、安全施設である SG に適用することになりますので黒丸と整理します。これらの要件については、右肩 40 ページにまとめておりますので右肩 40 ページをお願いいたします。
2:08:02	1 項についてですが安全重要度分類の設定となります。SG は安全機能の重要度分類に関する安全審査指針に基づきまして、PS は MS はに分類いたしますので、その性質に応じて、
2:08:15	十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計といたします。
2:08:19	3 項の環境条件においては設計基準事故時に原子炉格納容器内で予想または想定される圧力温度と、各種の条件を考慮した設計とすることにしており、
2:08:29	これらの詳細については今後、設工認の断面でご説明させていただくものかと考えてございます。
2:08:36	右肩 41 ページをお願いします。
2:08:41	4 項の試験検査性についてですが、SG は試験または検査ができるよう他系統と独立した試験系統により、機能性能等の確認が可能な系統設計として、
2:08:52	内部の確認が可能なようにマンホール等を設ける設計としております。
2:08:56	また伝熱管の非破壊検査が可能なように試験装置を遅設置できる設計といたします。
2:09:04	ゴコウのタービンミサイル等については、SG の取りかえに伴いまして高温高圧の流体を内包する主蒸気管、主給水管の一部を一部取りかえますので、その破断が安全上重要な設備の機能維持に影響を与える恐れがあるため、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:19	材料選定強度設計、品質管理さらには、配管が配置上のを考慮払うとともに、床レストレイントを設けることを、
2:09:28	として、安全設計を、是正を損なうことのない設計にすることとしてございます。
2:09:34	ページ戻っていただいて右肩 38 ページにお戻りください。
2:09:41	2 項についてですが安全上、安全重要度が特に高い設備に対するものを対する、多重性対応性単一故障等の要求でございまして、SGについても適用となりますが、SGは静的機器でありまして設計基準事故が発生した場合に、
2:09:59	長期間にわたって機能が要求される設備ではございませんので白丸という整理にしております。
2:10:07	右肩 39 ページをお願いします。
2:10:12	6 項については、重要安全施設全般に係るものですのでSGにも適用となりますが、SGは原子炉施設間で共有するものではございませんので白丸という整理にしております。
2:10:24	7 項については重要安全施設以外への要求ですのでバツという整理にしております。
2:10:32	引き続きまして 42 ページをお願いいたします。
2:10:41	12 条のSG保管庫及び補修電源建屋にかかる適合性の一覧表になってございます。
2:10:46	137 項については安全施設全般にかかりますので、新たに設置するSG保管庫点検建屋に適用するため黒丸としてございます。これらのまとめについては右肩 44 ページをお願いいたします。
2:11:04	以降につきましては双方の建屋は重要度分類に関する審査指針に基づきPS3に分類し、十分高い信頼性を確保、かつ、維持し得る設計といたします。
2:11:15	また参考については予想または発生想定される圧力温度等、各種の条件を考慮した設計とすることとしておりまして、これらの詳細については今後設工認の断面でご説明させていただくものというふうに考えてございます。
2:11:30	右肩 45 ページをお願いします。
2:11:34	7 号、7 項については重要安全施設以外の安全施設に係るものですので、双方の建屋新設建屋が該当します。そのうちホームページはSG保管庫について書いてございますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:47	SG保管庫については 34 号炉で共用しますが、SG取りかえに伴って発生する廃棄物を貯蔵するのに必要な重量、貯蔵容量を有する設計としまして、
2:11:57	安全性を損なうことのない設計とすることとしております。本内容はこれまでの審査においてご説明した内容であるためここ、詳細は割愛させていただきます。
2:12:08	右肩 46 ページをお願いいたします。
2:12:13	保守点検建屋になりますが、保守点検建屋は 1 から 4 号炉で影響いたします。建屋内で同時に作業した場合に発生する、放射性気体廃棄物の最大発生量に対して、
2:12:26	必要な処理容量を有する設計として安全性を損なわん行うことのないような設計としてございます。
2:12:32	本内容についてもこれまでの審査において詳細を説明させていただいたところですので割愛させていただきます。
2:12:40	1 ページ戻っていただいて、42 ページをお願いします。
2:12:49	2 項についてです。安全機能の重要度が特に高いものに対する要求ですのこちらバスと整理しております。
2:12:58	4 項については安全施設全般に係るものですので新設のタテの外数適用しますが、試験または検査が可能な設計とする対象施設に該当をしませんので白丸というふうに整理してございます。
2:13:14	43 方 43 ページをお願いします。
2:13:18	こちらゴコウのタービンミサイルについては、双方の建屋は、蒸気タービン等の損壊に伴う飛散物から防護すべき安全施設ではありませんので、白丸と整理してございます。
2:13:29	6 項については重要安全施設への要求となりますのでバツという整理をしてございます。
2:13:37	6 ページ少し飛びまして 47 ページをよろしくをお願いします。
2:13:46	こちらは 35 条の通信連絡設備についてになります。
2:13:50	江藤上段に規則の内容を書いてございますがこちらは各割愛させていただきます。
2:13:58	えっと、1 項については新設するSG保管庫保守点検建屋に適用させますので黒丸と整理しており、その対応を、右肩 48 ページにまとめ、まとめてますので 48 ページをよろしくをお願いします。
2:14:14	新たに設置する建屋内への建屋内院内の者への操作作業または避難の指示等の連絡をするため警報装置及び通信設備を設ける設計とし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:26	これらの電源については非常用所内電源または無停電電源から 9、供給を可能とした設計とすることとしております。
2:14:33	下のAを見ていただきますと、Aの中央にあります 1 号機建屋アノでは、設計基準事故時の操作及び作業はありませんが、恒常的な点検作業による人の立入があるエリアとなりますので、
2:14:47	警報装置となる運転指令設備のスピーカーを屋内に新規設置し、ブザーの林道による退避指示を行う設計といたします。
2:14:57	また通信設備として屋内に運転してほもとに指令設備の総受話器及び保安電話、携帯アンテナを新規設置することにより、
2:15:07	操作作業または退避指示等の連絡を行う設計といたします。
2:15:14	右側にありますSG保管項ですが、設計基準対象事故時の操作及び作業はなく、また、当該エリアでの恒常的な作業もございませんので、特設保管庫と同様に警報装置として屋外に運転指令装置のスピーカーを新規設置し、
2:15:30	音声信号による退避指示を行う設計としております。
2:15:33	また、通信設備である、運転して設備の掃除は木全及び保安電話系断定等については既設設備を使用することによって、
2:15:44	操作作業または避難指示等の連絡を行う設計としてございます。
2:15:50	右肩 49 ページにこれら設備の設置位置の概略を示しておりますので必要に応じご覧ください。
2:15:58	ページ戻っていただいて右肩 47 ページをお願いします。
2:16:04	2 項についてです。
2:16:06	発電所外との通信連絡の要求ですがタテの設置による通信連絡設備の追加要求は不要ですので発と整理しているものになります。
2:16:18	以上が 35 条の説明となります。右肩 50 ページをお願いいたします。
2:16:28	こちらは 38 条SAの地盤についてになります。運営等規則の内容は割愛させていただきます。
2:16:36	右肩 51 ページをお願いします。
2:16:38	38 条のSGに係る適合性の一覧になります。
2:16:42	SGはSA設備になりますので本条文が適用されるというものになります。
2:16:48	1 項 1 号 3 号及び 2、3 号については 3 条の適合性でご説明させていただいた通り、取りかえる数字についても、既存の原子炉格納容器内に設置しますのでSGは 1 変更するものではないと。
2:17:01	いうところで白丸としてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:04	1 コウノ 2 号についてはSGの要求ではございませんので桃原とバツと整理してございます。
2:17:13	以上が 38 条の説明になります。
2:17:17	右肩 52 ページをお願いいたします。
2:17:22	39 条SE地震による損傷の防止についてです。
2:17:26	規則の内容は割愛させていただいて、右肩 53 ページをお願いいたします。
2:17:35	こちらが 39 条のSG取りかえに係る適合性の一覧になります。
2:17:40	本条文もSGをSA設備として見た場合のものになってございまして 1 項 1 号 3 項については、取りかえるSGにも適用しますので黒丸と整理しております、
2:17:51	表の枠外に記載しています通り、基準地震動Ssによる地震力に対して重大事故に至る恐れがある、事故に対処するために必要な機能が損なわれる恐れがないように設計することとしておりまして、
2:18:04	こちらも詳細は設工認でご製作ご説明させていただくものになります。
2:18:11	2 項については 4 条の適合性でご説明させていただいた通り数字についても、既存の原子炉格納容器内に設置するため白丸というふうに整理してございます。
2:18:22	1 項 2 号、1 項 2 号についてはSGへの要求ではございませんのでバツという整理になります。
2:18:29	以上が 39 条の説明になります。
2:18:33	右肩 54 ページをお願いいたします。
2:18:37	衛藤。こちら 40 条のSA津波による損傷の防止についてになります。上段が規則ですが割愛させていただきまして、中段の表がSGにかかる適合性の一覧表になります。
2:18:51	1 項については五条の適合性でご説明させていただいた通り、取替数字については既存の確保できない、設置いたしますので
2:18:59	資料があるというふうに整理してございます。
2:19:05	ページ飛びまして、右肩 56 ページをお願いします。
2:19:13	こちらが 58 条の計装設備についてになります。
2:19:18	これは上段に規則を書いておりますがこちら割愛させていただきまして、この下の表が 58 条のSGにかかる適合性の一覧表になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:28	衛藤 1 項についてはSG取りかえによる計測範囲や設定値の変更はなく、また検出器の取りかえを行わないので、規格の設計方針通りというところで白丸としてございます。
2:19:40	先日の 23 条の説明の時に合わせればよかったんですけどもちょっと今回これだけちょっとずれてるんですけども、同じ 23 条と同じ説明になります。
2:19:53	はい。最後に右肩 57 ページをお願いします。まとめとしておりますが、ご説明さしていただきました、設置許可基準一つ、規則の条文に適合していることを確認した旨を記載してございます。
2:20:05	ざっと走りましたけども説明は以上になります。
2:20:10	はい。規制庁西内です。
2:20:16	はい。
2:20:17	規制庁側がちょっと
2:20:21	ちょっと全体としてまとめて確認させていただきます。
2:20:29	規制庁阪本です。
2:20:31	ちょっと幾つか質問させていただきますまず、
2:20:34	四条の地震関係。
2:20:36	地震関係なんですけど、ページで言うと、
2:20:41	8 ページ。
2:20:42	の、建屋関係のところ、
2:20:46	今回、
2:20:50	数字、保管庫に関しては建屋構築物のみで補修点検、
2:20:54	では、建屋構築物等、
2:20:56	機器配管系を見てと思うんですけど、
2:20:59	その週点検建屋にエミてるこの機器配管系っていうのは、
2:21:04	どういうものが含まれてるのか説明していただいていますね。
2:21:12	えっとご説明させていただきます。ここで記載しているものとしましては、保守点検建屋内に液体廃棄物処理系統がございまして、そちらがCクラスを設計しております。
2:21:24	そちらの間接支持構造物として、建屋がCクラスになるという意味合いでこの記載をさせていただきます。
2:21:34	規制庁阪本です。
2:21:36	具体的に言うと、とサンプタンクとか、
2:21:40	あとはポンプあたりとかそういうことですか、配管も含まれますかね。
2:21:45	赤井委員間のそうですね配管も一部含まれる箇所がございまして。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:52	承知しました。
2:21:53	タテヤタとタテやってわかりやすいんですけど機器配管系と言われると特に何かわからない、いただければわからないので具体的に書いていただくようお願いします。
2:22:01	承知しました。少し補足にはなるんですけど、このページにおきましては、その主要なものということで、そういった記載をさしていただいているんですけど、
2:22:13	このほかにも、50点検建屋として例えば換気設備であったりだとか、火災そうですね、火災感知器等もCクラスとして設置はします。
2:22:29	セトサカモト承知しました。
2:22:31	はい。
2:22:33	続いてなんですけど、今回、
2:22:36	耐震重要度分類についてなんですけど、今回点検建屋等蒸気発生器保管庫ってのは多分耐震クラスCとしてと思うんですけど、その理由ってどっかに書いてあった。
2:22:52	関西電力の渡部でございます。
2:22:56	なぜ、なぜCクラスになるかっていうところまでの具体的なことは資料には落としてございませんので、
2:23:02	そうですね資料2Cクラスであることの説明というところを1枚追加して、補足説明資料か何かで、また充実したいと思います。
2:23:14	規制庁阪本ですよろしく申し上げます。
2:23:17	次なんですけど同じくTHAIへと地震関係で、
2:23:22	今回
2:23:23	点検建屋と蒸気発生器、
2:23:26	保管庫に関しては、
2:23:32	詳しい、
2:23:33	食説明資料の、
2:23:35	小浦で2-0-50。
2:23:37	6ページ。
2:23:43	のところで、一応具体的な設計について、
2:23:47	Cクラスってということで、
2:23:50	静的地震力に対して概ね弾性状態のFOMAの範囲で耐えられるように設計する。
2:23:54	と書いてあるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:56	具体的に、具体的ってか、葬祭会社おそらく公認ってということだと思っ んですけど、方針とか考え方、その男性、
2:24:05	設計地震動の、
2:24:08	妥当性の話であつたりとか、あとはその地震力の算定方法組み合わせ とか教育委員会とかについては
2:24:15	具体的とまでは言わない。
2:24:17	詳細とまではないですけど、方針の考え方については、許可と一緒にあ れば許可と同じと、そういう説明。
2:24:24	はいただきたいと思ってる。
2:24:28	関西電力の沼田です承知いたしました気がカトウアノ変わりませんの で、その辺りちょっと明確に、今後、ここに記載させていただきます。
2:24:36	よろしくお願いします規制庁サカモトですよろしくお願いします。
2:24:44	続いて7条関係の不方針な進入等の防止の話なんですけども、
2:24:51	これも、
2:24:52	補足説明資料になるので、2-0の、
2:24:56	69ページ。
2:25:09	はい。ここで、2-2、2.2ポツのところで、アノ方侵入防止の概要で、
2:25:15	大きく五つ開けていただいとると思っんですけど、
2:25:19	ちなみにこれ具体的に何を行うってところまでは、
2:25:24	そこまで下の五つ書いてないと思っんですけど、具体的に何を行うかっ ていう説明いただきます。
2:25:36	はい、衛藤河西殿浮田津村です。あと不法侵入防止の設計については ですね
2:25:44	郵便物等持ち込みの点検になりまして、
2:25:48	そちらについて立ち入り、
2:25:51	ああいう持ち込み点検を行うというところと、不法侵入としても、資格を 持っているかどうかというところの確認も必要となっております、そちら については立入者の管理であつたりとか、
2:26:03	車両の管理っていうのをやっていくというところになります。
2:26:08	規制庁阪本です。すいません私の質問が、
2:26:11	良くなかったかもしれないんですけど、この(1)から(5)まで、
2:26:15	土地の、その管理車両の管理物品の管理、
2:26:19	持せ。
2:26:21	施設、あと通信連絡設備っていうふうな何か表題を書いていたいてる んですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:25	中身がちょっとこれだけだとよくわからないので、もうちょっと具体的にと思ったんですが、
2:26:33	はい。
2:26:34	承知して、いたしました不こちら具体的にですね現地につけるようなものをもう少し丁寧に書かせていただく。
2:26:44	提起させていただき、
2:26:47	今この場で説明した方がいる出席。
2:26:49	別に資料を充実していただければと思っておりますのでよろしくお願い致しますカセ電力ナツメさん承知いたしました。
2:26:57	きちっとサカモトでよろしくお願い致します。
2:26:59	あわせてなんですけど、
2:27:01	7条の規定では、不正アクセス、
2:27:07	行為についての
2:27:09	を防止するためのことも、規定としては書いてあるんですけどそこについての記載が特に書いていないように見えるんですけど、
2:27:17	その理由を説明してください。はい。1項についてはですね不正アクセス行為の防止についても書いてあるんですけどもこちらについてはSG補巻公営とSG放管こと。
2:27:30	保修点検建屋、三つについて通信設備等のアクセス行為を、不正アクセスを防止するような設備がございませんので、記載については省略させていただいて、
2:27:43	規制庁阪本です。考慮はしてるけど対象がないってそういう説明でよろしいですか。その通りでございます。承知いたしました。そしたらその旨も資料に記載していただくよろしくお願い致します。
2:27:55	カセ電力松葉承知いたしました。
2:28:00	続いて9条の溢水関係なんですけども、規制庁阪本です。
2:28:06	今回、九条の1コウノ。
2:28:09	適合性については、
2:28:12	多分白丸になってると思うんですけど建屋の保修点検建屋の話ですね。
2:28:18	これで一応説明では安全施設ではあるんですけど、列車の停止とか、
2:28:24	あとは使用済み燃料ピットの冷却にソウノセ安全施設じゃないんだね。ないので、防護対象設備に該当しないというふうに書いてあると思う。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:33	何か防護対象設備の設計について添付 8 とかを見ると重要度の高さを基準にしてるように見えるんですけど、この設定についてちょっと説明していただいてよろしいですか。
2:28:44	関西電力の加賀です。すいません今ご質問いただいたところに関してですが、添付書類 8 の中に溢水防護に関する基本方針のところ記載がございまして、のパワーポイントの資料に書いてあるサマリーのようなことが全く同じようなことが書いてございます。
2:29:00	防護対象設備の設定というのが添付書類 8 の中で説明してございまして割愛しながらしゃべりますが、重要度の特に高い安全機能を有するシステムがその安全機能を損なわないような設計とするために必要な設備とし具体的には原子炉の停止高温停止、低温停止及びその維持に必要な系統性、
2:29:20	日として、原子炉停止でしたり放散て展開したり、まだ幾つかの設備が
2:29:26	選定されてございまして、その中には保修点検建屋でしたり蒸気発生器保管庫が期待されるような機能が含まれないので、白丸としてございます。
2:29:40	規制庁阪本です。
2:29:43	そういうことはしかし、
2:29:50	ということはそのす。
2:29:51	パワーポイント 31 ページの 1 項の適合性の説明のところの、
2:29:56	除却せ、正の後で蒸気発生器保管庫及び、
2:30:00	集中的にタテアノシツグであるが、
2:30:02	ところの、Cの間にジュースの話が本当入ってるってそういう、
2:30:07	ここでは承諾されてるけどそういうことですか。
2:30:10	関西電力の加賀でございます。その通りでして、
2:30:14	何でしょう、条文の主語となるような安全施設には、該当するものではあるんですけど、添付書類 8 の中で選定しているような、溢水防護対象設備として選んでいるものは、
2:30:26	原子炉の停止及び使用済み燃料ピットの冷却に必要なといったところが本当は行ってございまして、そういったものに該当しないという説明が正確に申し上げるとそういうことでございます
2:30:38	規制庁阪本です承知いたしました。
2:30:42	同じく溢水関係なんですけど、
2:30:48	今回、
2:30:50	終点県タテの排気質からの漏えい防止、2 コウノ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:54	ついては、近いから流出しないっていうふうに、
2:30:57	してるとは思うんですけど、
2:30:59	ちなみにこの放射性物質を内包してる容器とか配管とかはもうすべて近いにある、そういう認識でよろしいですか。
2:31:06	はい。タンクでしたり、ポンプでしたりの主要なところすべて機械に格納されております。一部配管が1階に立ち上がっているような部分はあるんですが、これにドレン配管を設置するようなことをして、
2:31:20	機械に収まるような設計とするように想定してございます。
2:31:26	規制庁サカモトでしようしました。あれですね。
2:31:28	移送するときに、多分トラックとか何かに乗せるってそういうところも同じような対策をしてるとそういう理解で
2:31:36	移送するために、1階に立ち上がっているような配管部分についてそのような対策をして、近い部分に格納されるように配慮した設計にいたします。
2:31:45	規制庁阪本です。
2:31:47	その旨を資料に充実させていただければと思い
2:31:51	関西電力香川です。承知いたしました。
2:31:54	続いて12条の安全施設関係なんですけど、
2:31:59	環境条件については環境条件について、
2:32:03	一応予想されまたは想定される圧力温度放射性等のっていう条件で、書いていただいていると思っていて、
2:32:12	もちろん
2:32:13	具体的な詳細な数値とか、そういう話は、
2:32:16	公認で見るとは思うんですけど、どういうものが挙げられるかっていう、
2:32:22	方針、こういうものを考慮しますっていう、大枠ですか、はもうちょっと上げていただきたいなと思っているので、充実、タシロの充実の方よろしくお願いしてもよろしい。お願いしてよろしいでしょうか。
2:32:33	関西電力の吉田でございます。了解いたしました。
2:32:38	規制庁阪本ですお願いします。
2:32:41	続いてなんですけど、建屋関係が同じく12条の、
2:32:46	4項ですね試験検査性の方なんですけど、
2:32:50	建屋関係のところは一応今白丸になっていると思うんですけど、
2:32:56	これが白丸である。
2:32:58	理由は、
2:33:03	むしろ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:05	資料でいうと、
2:33:09	40 ページ。
2:33:19	42 ページ。
2:33:24	一応、
2:33:26	この
2:33:28	方針っていうか、
2:33:29	条文の仕事としては、
2:33:31	安全施設はっていうことになっているんですけど、
2:33:34	該当しないっていう理由としては、
2:33:38	これは試験検査が可能な設計する対象。
2:33:43	理由を説明
2:33:46	ザイゼンカの四つでございます。お手元の資料の 2-0 の会議録
2:33:52	動向、
2:33:53	ご覧いただけますでしょうか。こちらの資料 119 ページ。
2:33:59	お願いいたします。
2:34:05	こちらにですね
2:34:07	運転中または停止中に試験または検査ができる設計を対象とする設備 というので、表をつけさせていただいております。
2:34:16	こちらの表が強化の方針でございます、こちらの方針に、今回設置する 建物は該当しないので、
2:34:27	白丸という整理をさせていただいております
2:34:33	規制庁野瀬ということは安全施設ではあるけどそこに該当しないものに関 してはこの試験検査性の話は、特段見ていないってそういう理解をご 認識の通りでございます。
2:34:50	規制庁サカモト承知ました。
2:35:05	規制庁サカモトです。ありがとうございます随契なんですけど。
2:35:10	35 条の通信連絡設備関係で、
2:35:14	一応今回
2:35:17	通信連絡設備等については、麻痺、
2:35:19	非常用所内電源。
2:35:21	とか、停電連系に接続して、外部的ガス記載できない場合にも動作可 能でなければならないっていうのが解釈に書いてあって今回、
2:35:30	一応どういう電源を使うかを書いていただいているんですけど、何かどう いう電源に接続されてるっていう、電源の系統図的なものを、できたら 用意していただきたいなど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:41	はい。関西電力のアリタですと電源構成について別途資料の方に反映させたいと思います。以上です。
2:35:49	よろしく。
2:35:49	ちなみになんですけど、
2:35:53	あと、今回、何か既設のものって、電源と関係なくなっちゃうんで、通信設備のスピーカーとかで既設のものと新設のものってあると思うんですけど、これの違いつて何。
2:36:05	蒸気発生器保管周辺ですとか保守点検建屋の周辺っていうのは既存に、屋外のスピーカーと、
2:36:16	保安電話の携帯のアンテナっていうすでに設置されてございまして、蒸気発生器保管庫につきましては、この既設のものを利用できるというふうに思ってます。
2:36:27	ツジ保管庫については今回新設であるということも踏まえましてより明瞭に聞こえるように新たな追加を設置したいと考えております。
2:36:37	阪本です。
2:36:40	というのは、
2:36:41	良いと。
2:36:42	もっとクリアに聞こえるようにっていうこと配慮して、
2:36:46	スピーカーだけを新しく作るということで、警報装置としてのスピーカーだけを新たに新設したいと考えております。
2:36:53	規制庁坂元です。承知しました。
2:36:56	私からは以上です。
2:37:09	続けて規制庁ニシウチですけど、
2:37:20	4、4 条関係、順番にいきますすいません、33 条なんですけど、
2:37:39	ちょっとだけ待ってたらいいですかすいません。
2:38:23	規制庁西内です。
2:38:29	ちょっと 1 回三条飛ばし 40 行きますすいません。
2:38:33	4 上納補足説明資料の話なんですけど、さっき阪本からちょっとお話ししたように、少しちょっと充実はいただきたいと思うんですけど、
2:38:43	少なくともテンパチで書いてるレベルの方針、
2:38:47	わあ、ちょっと補足説明資料の方にもちょっとご記載をいただければなと思います。
2:38:52	本文テンパチでCクラスに対して書いてる記載あると思うんですけど、それらに対しての要は地震力を加えて算定しますよとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:00	アンドウ設計地震動公平適用しますよとかそういう話あると思うんですけど、一通りまず抜粋をいただいて、
2:39:05	既許可から変わらない方針に基づいて今回もやるんですっていう旨はちょっと明確に記載をいただいて、
2:39:10	あればなと思います。関西電力の沼田です。承知いたしました。はい。木瀬そういう意味では唯一というか新しい話としては結局だから今回新しい施設なんで耐震重要度どうなるんですかって話があるじゃないですかと。で、
2:39:23	どうも企業からこれ整理されてる話だと思うんですけど、一応関西電力の認識として確認をしておきたくて、今回の話だとBクラスとCクラスの思い違いですよね。
2:39:33	放射性廃棄物の施設とか、インベントリーが大きい小さいでのBC分けてると思うんですけどそこら辺具体的にどういう確認をしているのかというところも含めてわかるように記載をしておいてください。よろしいでしょうか。
2:39:45	関西電力の沼田です。承知いたしました。
2:39:47	はい。先ほどの耐震重要度に具体的に機器背景開会関係何を想定してるかは網羅的にというよりは主要なところを挙げてもらえれば十分かなと思いますけど、現状想定されてるものはちょっと一通り上げといてももらえればと思います。よろしくをお願いします。
2:40:05	で、
2:40:07	6条を続けて、
2:40:09	10、
2:40:16	間違えて60じゃないよ、ナゴ上とすいません。
2:40:19	五条の津波なんですけど、
2:40:28	SGRの方は、
2:40:31	割と明確かなと思っていて、
2:40:35	辻ほかゴトウ保点検建屋もう結局さっきのクラスⅢの話と一緒にかなとは思ってますんで、こっちはいうなれば明確かなと思うのは1個と同じ理由ですよねもはやという気はしてるんですけど。
2:40:48	関西電力の香川でございましておっしゃっている通りでして、津波の場合は、クラス123のお話が添付8に入っておりますので、先ほど説明した竜巻でしたりと同じような整理になりますので、合わせてお示しするようにいたします。
2:41:04	はい。よろしくをお願いします。松波はもうそれくらいかなと思いますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:11	そう。そうですね。はい。
2:41:14	あとは、
2:41:19	七条の話でいうと、
2:41:26	SGの方、ごめんなさい。それSGの方じゃないSG保管庫と保修点検建屋の19ページの方なんですけど、
2:41:36	藤。
2:41:39	ちょっとすみません若干これも記憶曖昧で申し訳ないんですけど、
2:41:46	コサクとカー本区コンクリーづくりの壁とかで防護するルーエリアとか区域とかあるじゃないですか、あれって
2:41:55	何段階かに分かれてませんでしたっけ、で、
2:41:59	建屋の建屋としての管理はしないんですしたっけ。
2:42:02	要は一番小さい枠のところだとしても、
2:42:06	はい。関西電力の田村です。杭キーについてはですね発電所の防護関係は各防護の方ではもちろん3区域に分けて、
2:42:17	区域分けをして防護させていただくという形になっております。
2:42:24	機密性の関係で今いえる範囲で結構なんですけど、7条1項の関係も同じような認識じゃなかったでしたっけ。
2:42:36	はい。7条1項の方でもですね同じように区画はさせていただくことにはなるんですけども、格別保護の方は691条の方の基準に基づいて、
2:42:51	そちらの基準でやっていくと、七条の方はもちろん技術基準の7条の方の基準でやっていくというところで、
2:43:00	防護しているその区画三つの部分のどこに当たるかというのは考え方がちょっと、基準がバラバラになりますので、そこについては、同じような防護はしていくんですけども
2:43:12	三つの週の中のどこに入れるかというのは、91条側の考え方と、に沿って入れていくという形になります。
2:43:21	今回の保修点検建屋及び
2:43:26	SGについては、一重以上の方に入れていくというところで、実態としては防護していくという形になります。
2:43:44	はい規制庁ニシウチですわかりますと、
2:43:50	わかりました。そういう意味で言うとあれか18ページ目の方かもしれないんですけど、
2:43:58	あれで明確な範囲ですよ明確な範囲なんですけど、要は、最初の区域の管理してる最初の区域の中にSGがあるんだよってということさえ示す多分既許可のまとめ資料とかの図面とかあったと思うんですけどそうい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	った図面とかだけ参考として記載させていただいておいてもいいですか。
2:44:16	はい、承知いたします
2:44:18	3-アノ、C-SG-1 から変わらないことだけ示すという形で決めた。
2:44:24	はい。よろしく申し上げます。
2:44:32	あと9 九条の関係なんですけど、
2:44:35	先ほど 30 ページのところ、
2:44:40	30 ページだけじゃないか。
2:44:43	30 ページのところと言うと、さっき結局配管とかも含めても地下階について話あったじゃないですか。あれはちょっと図とかを使って説明いただいてもいいですか。
2:44:54	関西電力加賀です。かしこまりました。
2:44:57	はい。よろしく申し上げますちょっとどうしても
2:45:01	保修点検建屋の特に廃液処理室周りの設計がちょっとあまり頭にさっきの火災の話もそうなんですけどちょっとイメージが湧いていないのでちょっと具体化をお願いしますと。
2:45:10	31 ページ目の方の、
2:45:15	これさっき阪本が話した話のちょっと続きなんですけど、1 コウノ、結局設計方針って、
2:45:22	俺、結局だから特に高い重要度を有してないからというふうに理解してるんですけど。
2:45:29	要は、今、関西電力の説明としては、結局この原子炉の停止及び使用済み燃料ピットの冷却等に必要な安全施設っていうのが、要は重要度の特に高い安全施設とイコールなわけですよ。
2:45:41	だからそうやって書いていただいていると思うんですけど、多分趣旨としてはまず、特に高い重要度のものを、守りますよっていう設計をしているっていうそういうことですよ。
2:45:51	関西電力の香川です。趣旨としてはその通りでして添付 8 の中で、溢水から防護する設備としてそういったものを選定しているといったことを実際にはしてございますので、
2:46:02	その辺りがわかるようにこちらの記載も充実させていただくようにいたします。
2:46:07	はい。規制庁西内ですそうですね。
2:46:10	その上でここは結局、こういったクラス 3 のものに対してもどうしてるのかっていうまた同じ話ですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:18	結局ハザード系に関しては多分すべて共通のような話になるのかなと思っていて、要はサーバー何もなくていいののかって多分そういう確認をしたかってそういうとこだと思います。
2:46:28	関西電力の加賀です。すいませんちょっと
2:46:32	六条だったり五条だったりと全くおんなじ選定記載になっているわけではないんですが今許可をいただいている内容なんかを踏まえて、
2:46:42	弊社が防護対象設備として、どのように選定するのかということが考えがわかるようにお示しするようにします。
2:46:55	溢水に関してって、
2:47:01	要はアノイクノ溢水防護対象設備って影響評価のターゲット乗ってくる設備のことじゃないですか。
2:47:09	一方で、別にこれ本則上はハザード系の条文と一緒に、安全施設が主語ですよ。だからあくまで溢水影響評価を実施して、積とかで、
2:47:19	対処するようなものが、溢水防護対象設備っていうだけであって、結局他のハザード系統位置付けあまり変わらないのかなあという認識はあるんですけど。関西電力の沼田です。おっしゃる通りでございます。ただ
2:47:33	先ほど加賀が申し上げたのがですね。要は、6条関係の外部事象はクラス123というそういう分類の考え方。一方で水の方は、この低温停止とかに必要なものってちょっとそこの考え方が違いますというそういう趣旨でございます。以上。
2:47:49	規制庁ニシウチあそれはアグリーですそういう意味では、対象、要は対象設備かどうかというその差でデマケですかね。
2:47:57	ていうところだけちょっと全体的に少し資料を充実いただければと思います。
2:48:03	はい。よろしく申し上げます。
2:48:08	で、
2:48:09	あと10条、次のページ32ページなんですけど、
2:48:15	SG保管庫と保修点検建屋の方なんですけど、
2:48:20	これ一行も何もありませんでしたっけ。
2:48:24	廃棄処理室とかでの操作とあってそういうものって1個にも該当しないってそういう整理でしたっけ。
2:48:32	数字保管庫は何か本当に操作するようなもの何もありませんってということ。
2:48:37	なのかどうかというも含めてなんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:43	<p> 点検建屋なんかしらの操作はあるものだっていうふうに思ってたんですけどそこも対象外にしてるって理解でしたっけ。 </p>
2:48:51	<p> 関西電力の西です。今こちらで一方の対象にしているものが、プラント安全上重要な機能っていうところで </p>
2:49:01	<p> 例えば運転時の異常な過渡変化であったりだとか、DB事項に対応する設備のことを言っております、そういった意味では点検建屋は、メンテナンスを行うせ、建屋ですので、対象じゃないと考えております。 </p>
2:49:22	<p> 規制庁西内です。ありがとうございますあれちなみそれってテンパチとあって、 </p>
2:49:29	<p> 明確にしてるんでしたっけあれか。96 ページか。 </p>
2:49:34	<p> 96 ページですかね。 </p>
2:49:40	<p> 関西電力の西です。ご認識の通り 96 ページのところにご発言をさせていただいているところになります。 </p>
2:49:52	<p> 規制庁に周知です。津波なんですけど、このプラントの安全上重要な機能っていうものを、 </p>
2:50:01	<p> どうとらえているかというどうとらえてるんでしたっけ。 </p>
2:50:04	<p> そこについてはDB事項。 </p>
2:50:09	<p> カトウ変換というふうに認識しております。 </p>
2:50:21	<p> 規制庁西内です。 </p>
2:50:24	<p> ほっこりも知っと。 </p>
2:50:32	<p> これ何かあれですかねそうやって呼んでますよっていうなんか、企業間のときの、テンパチ多分具体的に相当するものないと思うんですけどまとめ資料とあってあるんでしたっけ。 </p>
2:50:48	<p> 関西電力の渡部でございます。 </p>
2:50:51	<p> 10 条のところについてですけども設置許可基準解釈のところ、保守点検において誤りを生じにくいを留意することというところもちよっと記載がございますので、ちよっとせん </p>
2:51:04	<p> 再稼働のときのまとめ資料等もちよっとしっかり確認させていただいて、 </p>
2:51:09	<p> 操作は必ず何かありますのでこれが対応本当に対応しないかというところをもう一度ちよっと整理させていただくかと思いますが、異常な過渡変化、設計基準事故時っていうところを一応ターゲットにしているというところではアリマありますので、その辺も、もしそうであればしっかり明記するように確認いたします。 </p>
2:51:40	<p> はい。規制庁西内です。そうですねちよっと一度 </p>

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:47	なんか、それは私の理解ですけど、あまり限定しているものではないかなというふうに思っていて、
2:51:54	なのでちょっと若干違和感を感じて近くにしたので、ちょっと、そうですねこの具体的な内容がわかるものを含めて、
2:52:03	ちょっとご説明をいただければと思ってます。
2:52:07	はい。関西電力の渡部と承知しました。はい。規制庁西内ですそういう意味でいうとあれですね新基準許可のタイミング多分これ別に追加要求でもないのあんまり多分新基準許可のまとめに当たらないと思うので、
2:52:18	それより前なのか、もしそのあとの個別なのか、でもいいのでちょっとそういうふうに考えてるっていう審査実績があるのであれば少しちょっとそういうところを交えて説明いただければと。
2:52:29	関西電力
2:52:30	のおっしゃる通りでして、新規制基準時のまとめ資料にはそのときのタイミングの話しか出てこないの、ある程度全体整理してもう1回お話をさせていただきます。
2:52:39	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:52:43	はい。
2:52:45	2項の方がっていうのは割とアグリかなと思うので、ちょっと1項の特に保修点検建屋周りかなと思ってます。そういう意味でいうとちょっと赤尾関連して聞きたいんですけど、SG保管庫の中で、
2:52:57	この別に十条に関係なくですよ、操作が必要な機器って何かあるんですけど。
2:53:03	関西電力のワタナベ操作する機器は特にありません。
2:53:07	はい、規制庁西内ですわかりましたありがとうございます。
2:53:18	受けて、
2:53:25	12条関係でした。
2:53:32	42ページで、これもちょっとその基準適用の関係なんですけどね。
2:53:49	すいません。
2:53:51	書いてない。
2:53:53	4項の試験検査性なんですけど、
2:54:01	テンパチの記載見る限り、対象設備っていうふうに明確に書かれていますので、
2:54:08	趣旨は理解できてるつもりで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:11	一方で多分この解釈の書き方って特についていう多分意味合いなんじゃないかなあという気はしてですね、先ほど話してるハザード関係のクラスⅢの話と一緒に思うんですけど、
2:54:22	これ主語は安全施設本則の要求安全施設に対して欠けてるんですよね。
2:54:26	解釈で、その安全施設を限定するかっていうと、多分その、
2:54:31	要は、イメージ的には解釈その特に、こいつらに対してはこういうふうにやりますよってというようなことを書いているだけなのかなという気はしてですね。
2:54:41	これに限るものなのかっていうのだけちょっと
2:54:45	違和感を感じてきたってところなんですけど、一方でテンパチのところでちょっとそういうふうに対象設備っていうふうに書いてるところもあるので、ちょっとすみませんアノもちょっと確認してみますというくらいのちょっと確認をしたかったって話でした。
2:54:57	これは特にコメントじゃないですすみません。
2:55:03	あと、
2:55:12	この、
2:55:14	あとは最後ですかね経営層の 56 ページなんですけど、
2:55:24	藤。
2:55:29	このただし書きの設計方針のところのただし書きの 2 段落目の 4 行目、
2:55:36	のところまた、検出器の取りかえを伴わないってところだけなんですけど、
2:55:43	ちょっとその結局、
2:55:45	小工事の細かい部分が多分私がイメージできないからなんですけど、
2:55:49	これ水系とカーってどう扱うんとかも、もう取りかえないって、いや、どういことを意図して書いてるのかっていうのがわからなくて、
2:55:59	これはそのいわゆるもともとついてた検出器があると思うんですけど、それをそのまま使えますよっていうことを言ってるだけですかね。だから、
2:56:07	開いてもどう扱ったかって新しく設置するんですよね多分。
2:56:12	では、事業化で切り離すっちゃうことなんですかね。
2:56:15	どういうことを意図して書いてるのがわからなかったってところ。
2:56:19	業務タナカリーダー補足できますか。
2:56:21	はい。
2:56:23	関西電力田仲です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:26	今おっしゃってます通り同扱いにつきましては、
2:56:30	SGの出るところにつきましては、若干変わりますけども、冷蔵機周りのどう扱いについては変更がございません。
2:56:43	ページSDのそうですね、推移について、広域性が若干ちょっと取り出し計測範囲が広くなったりしますけれども、
2:56:54	伝送器の調整範囲で、計つきの取りかえ等は伴いません。
2:57:01	以上のような配慮がよろしかったでしょうか。はい。規制庁西内です。
2:57:07	そうですね。まさに結局、
2:57:13	そうそうですねだから取りかえを伴わないっていう表現に若干違和感を感じたくらいで、
2:57:42	一旦わかりました。
2:57:46	補足説明書に具体的な検出器の種類って書いてもらってましたっけ。
2:57:52	関西電力の渡辺でございますこれ、23条のご説明差し上げた時にもうちょっと具体的にその範囲、機器の範囲をちょっと明示をすることとコメントいただいておりますので、同様に、
2:58:06	こちらもありますけども、
2:58:08	ごめんなさい。ただ、ただし書き以降の一次冷却材圧力のパラメータ
2:58:14	2、二次側圧力、
2:58:17	SG水位ですね。
2:58:19	この三つが該当するというのが、
2:58:23	すみません、忘れてました。ありがとうございます。
2:58:28	わかりました。
2:58:31	わかりました。ちょっとまた改めて23条周りでも確認させていただくと思いますけど、はい。とりあえず理解しました。
2:58:37	ちょっと1点だけ忘れてたのですいません九条戻りますすいません。
2:58:44	溢水のを、
2:58:47	等、
2:58:51	何か30ページですねすいません。
2:58:56	SGRN09条の第2項の方の要求で、
2:59:01	取りかえに伴いSGの位置を変更するものじゃないっていうワードはあるんですけど、
2:59:09	これ結局
2:59:16	解析の方でも話してるように、
2:59:18	放射性物質を含む液体よ一次系のオン、
2:59:22	保有水量がちょっと上がるわけですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:26	それに伴う確認っていうのをされてるって理解でいいんですけど要は堰の容量的な意味いいですかね。
2:59:33	関西電力の沼田です。このSGは当然CVの中にございましてCVの中はLOCAのときの対応として、水がどぶ漬けになって問題ないというそういう確認はしております。以上です。
2:59:46	だから、そもそもそんな澤は関係ありませんよってそういうことですねそっか渋谷高良からわかりますわかりました。
2:59:55	ちょっとその実設計も交えて書いてもらってもいいですか。
2:59:59	関西電力の沼田です。承知いたしました。
3:00:09	規制庁西内ですそういう意味ではですね
3:00:15	甘いか。
3:00:24	規制庁西内です。そうですね一旦ちょっとここはそういった実設計を含めてちょっと記載をいただければと思いますけどどちらかという
3:00:32	保有水量も変わるけど、それも影響しないんだよっていうことをちょっと明確になるように書いていただければと思います。よろしく願います。
3:00:42	私は、現時点でちょっとその他で確認しておきたい点は以上ですがねちょっと地べた関係はちょっとまた、資料どこまで充実したかも含めてちょっと省内で確認して、また必要に応じてちょっと次のヒアリングで確認をさせていただければと思います。
3:00:55	はい。他に規制庁関係で全般通しですか何か確認したい点ありますでしょうか。
3:01:02	よろしいですか。
3:01:06	はい。
3:01:07	その他関係はまず1週目のヒアリングはちょっとここまでで、したいと思います。
3:01:13	衛藤。
3:01:14	一応予定してる時間まだあるので、よければその今日のヒアリングでの確認事項は共通理解かどうかだけ、少し最後確認させていただいて、
3:01:24	一応スケジュール感はもう、冒頭確認した通り特段変更はないですよ拒否権を踏まえて、そうですね。はい。ありがとうございます。最後にちょっと確認だけさせていただいてヒアリング進めたいと思います。またいつも通りちょっと少しかお時間いただいてまとめさせていただいた後、またこちらからご連絡いたします。はい。準備できましたらお声掛けください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:59	すいません関西電力の予定でございます。では順番に本日の確認をさせていただきますと思います。まず 8 条と 41 条でございますけど、
3:02:11	資料 2-0 につきまして、火災防災、
3:02:15	火災防護審査基準の項目をまず列記した上で分類を整理すること。
3:02:22	廃液処理室の業務の機器ハッチ、
3:02:26	1 期から 1 回目のコンクリートプラグの耐火能力に乖離して、記載を充実すること。
3:02:33	三つ目 点検建屋 使用作業エリア、寄与率の構造、具体的にどのようなか、階段も含めて、
3:02:43	ということになってるのか具体的に、
3:02:46	示して整理すること。
3:02:48	不利益処理室の天井高さ及び点検建屋のサンプタンク下部の火災区域し、青い線と赤線がかぶってたところ、
3:02:59	やったり、あと、
3:03:02	香取ら。
3:03:04	扉の位置もあったと。
3:03:06	ちょっとその辺、図面上に記載を充実すること。
3:03:10	資料 2-0 で、
3:03:13	発火性引火性の物質の確認についてどのような物質が設置保管されているのかという整理すること。
3:03:20	また説明については火災防護審査基準の項目を踏まえた記載として基準を踏まえているかどうかを明確にすること。
3:03:32	防火扉の 3 時間耐火の設計方針について、具体的な内容を記載すること。
3:03:38	難燃ケーブルの使用について具体的な設備を抽出すること。
3:03:44	難燃ケーブルの実施を試験内容の具体的な内容を整理すること。
3:03:50	ホンザイについて、建築基準法で、後燃材料として定められたものとあるもん。
3:03:57	あるものについて対象を整理すること。
3:04:01	落雷について火災の発生防止について、事実の、
3:04:07	4201 を準拠していることについて、適用年度を記載すること。
3:04:13	李
3:04:15	消火設備の設計について放射線の影響による消火活動に関し、対しての考慮についての記載を充実すること。
3:04:24	消火栓からの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:26	消火活動について図面を用いて説明すること。
3:04:30	危険物の海の観点で防護服が必要なことを期待すること。
3:04:37	イツジ資本変更によって、
3:04:39	火災防護設備の変更が変わらないことを記載すること。
3:04:45	既設設備の取り合いを、
3:04:51	稟議の消火水配管を整理すること。
3:04:54	設工認で説明する案件について、現状具体的な示せるものについては整理し示すこと。
3:05:07	まず 8 条と 41 条が以上になりますが、何か
3:05:13	お気づきの点等ありましたよろしく申し上げます。
3:05:17	規制庁西内です。多分一番最後の、
3:05:21	既工認でっていう話は、
3:05:24	多分これは葛西に限らずですね、多分全般的なコメン等、
3:05:31	火災が特に目立ったんで火災で一応、
3:05:35	コメントしましたが、他の項目も、あまりその許可だからこれ、
3:05:42	しか説明しないとこういうわけではなくて、
3:05:45	ある程度詳細設計の内容で、示せるものは示していただくという趣旨です。
3:05:55	関西電力の依田です。了解いたしました。
3:06:00	はい。
3:06:02	あとは概ね抑えられてるのかなと思ってます。何て言うんですかね 1 から資料を作ってもらおうというよりかは、大体評価のまとめ手法を引用できるものがほとんどだと思いますので、
3:06:15	適宜あるものを活用して、
3:06:17	アリマの活用する場合にはその旨を明記してっていうところだけお願いできればと思います。
3:06:23	はい。あと逆に言うと新しいことをやるんだったら明確に記載をしておいていただければと思います。よろしく。
3:06:30	続けて、
3:06:33	残りはそんなにか、一条単位で行きましょうか。
3:06:37	はい、では続きまして 6 条関係でございます。
3:06:43	まず、クラス 3 施設の設計の考え方。
3:06:48	既許可におけるクラスの設計はクラス 1 に施設への影響を考慮して既許可設計と変わらないことについて、考慮すべき事象を列記した上で整理すること。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:00	あと、
3:07:08	すいませんちょっと、ちょっとお待ちください。
3:07:38	あ、失礼しました。関西電力の予定でございます。ちょっと
3:07:45	すいません六条のところを改めてご説明させていただきます。クラス 3 施設の積の考え方についてクラス 1 施設でないから、
3:07:54	という整理をするのではなくて、既許可におけるクラス 3 施設の設計の考え方を踏まえて、
3:07:59	適宜購入運用しながらクロマルフル 0 の整理説明を実施すること。
3:08:04	替地基地が協調満足していることがわかりやすいように記載を適正化すること。
3:08:10	解析値を削除することに関し、対象がテンパチであることも踏まえた理由を明確に記載すること。
3:08:18	以上が 60 になります。
3:08:20	はい。規制庁西内です。
3:08:23	1 ポツ目が多分、ここに限らず、ハザード系は特に多分全般的なコメントかなと思いますのでよろしくお願いします。
3:08:32	了解いたしました。はい。
3:08:34	いいですか。
3:08:35	続けて、四条ですね。はい。はい。続きまして 4 条でございます。資料 2-0 のところで、
3:08:42	耐震評価手法に関しキ強化を抜粋した上で、許認可、
3:08:48	既許可と同じである三野への記載を充実すること。
3:08:51	補助金権限タテの中に設置する設備を、機器配管系と表現しているが具体的な設備を記載すること。
3:09:00	上記は提供関係及び保修点検建屋がCクラスになることの説明を記載すること。
3:09:07	40 につきましては以上でございます。
3:09:10	はい。これも特によろしいです。
3:09:13	一番最後はBとCの違いのところに主に集落中心
3:09:18	注視していただければと思います。
3:09:22	じゃあ、続けて多分残り数少ないところでもう残りは一気に通貫でば一つと流していただいて、了解しました。続きまして 5 条でございます。蒸気発生器保管公衆点検手当の家城小出 66 条の、
3:09:35	と同様の整理をすることこちらのクラス、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:38	123の話と同様でございます。7条につきまして方法侵入防止の概要について、具体的な運用についての記載の充実を図ること。
3:09:49	不正アクセス行為の防止について考慮していない理由を記載すること。
3:09:54	辻井取りかえにおいて区画の位置が変わらないことについて配置図を記載、配置を載せて
3:10:01	わかりやすくすること。
3:10:03	ちょっと表現直します。はい。続きまして苦情でございます。
3:10:08	苦情の
3:10:09	2項について保有水量の変更を踏まえた設計方針を説明すること。
3:10:15	一部地下階に以外に設置される設備が、本施設の設備のドレーンが設置されており地下階に流入せして流入する設計であることがわかるように配置図も踏まえて、
3:10:29	記載すること。
3:10:31	防護対象の考え方を六条同様に明確にし説明すること。
3:10:40	キムラ十条、プラントの安全上重要な
3:10:44	操作について具体的な内容が明記されたものの有無を確認すること。
3:10:49	12条、環境条件についてどのようなものを適用しているのか考え方の記載を充実すること。
3:10:57	35条につきましては通信設備の電源構成について資料に記載すること。
3:11:03	一応以上でございます。
3:11:09	はい。
3:11:11	共通認識かなあと思っていますが、規制庁側から何か確認しておきたい点ありますか。よろしいですか。はい。
3:11:31	ここまでの記載は多分大丈夫。
3:11:34	1個だけすみません計装の結局あれって研修的な取りかえを伴わないって言い方で正しいんですかね。
3:11:42	ていうのだけ形式自体が多分取りつけられているところは、
3:11:47	全く変わなくて、ただその先のまさにSGとの接続部分とそこを変えるだけなんですってそういう理解でいいんですけど。
3:11:55	関西電力の予定でございます。その通りでございます。だから経費的な取りかえは発生していないという事態と理解は行いません。逆に言うとその検出器にたどり着くまでノウドウ導水管どう扱うとかっていうものが、
3:12:07	多少、もちろんそのSDが取りかえられるので、当然にして変わりますけどっていうことですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:12	認識の通りでございます。
3:12:15	わかりました。わかりました。はい。一旦大丈夫ですありがとうございます。
3:12:21	一応これで共通認識かなと思いますけど、関西電力から何か全体通して確認しておきたい点とかありますか。よろしいですか。
3:12:29	はい。
3:12:30	規制庁側もよろしいですかね。
3:12:32	はい。
3:12:33	次の本件の次のヒアリングは、一応冒頭確認した通りですけど10月中旬ごろを予定しているので、また資料を準備いただいてご提出をいただければと思います。
3:12:45	はい。よろしく申し上げます。
3:12:47	今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
3:12:52	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。